

平成30年 9 月高浜市議会定例会会議録（第 6 号）

日 時 平成30年 9 月28日 午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第 1
- 議案第57号 高浜市情報公開条例の一部改正について
 - 議案第58号 高浜市産業立地の促進に関する条例の一部改正について
 - 議案第59号 市道路線の認定について
 - 議案第60号 平成29年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 - 議案第61号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 議案第62号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
 - 議案第63号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の制定について
 - 議案第64号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
 - 議案第65号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 議案第66号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第 4 回）
 - 議案第67号 平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）
 - 議案第68号 平成30年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第 1 回）
 - 議案第69号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）
 - 議案第70号 平成30年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）
 - 議案第71号 平成30年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）
 - 議案第72号 平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）
 - 議案第73号 平成30年度高浜市水道事業会計補正予算（第 1 回）
 - 認定第 1 号 平成29年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 2 号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 3 号 平成29年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 4 号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 5 号 平成29年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 6 号 平成29年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 7 号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成29年度高浜市水道事業会計決算認定について

陳情第8号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び
拡充を求める陳情

陳情第9号 小中学校の全教室にエアコンの設置を求める陳情

陳情第10号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

陳情第11号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市
町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

陳情第13号 平成31年度税制改正における自動車関係諸税の抜本見直しを求める陳
情

(日程追加)

日程第2 意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び
拡充を求める意見書

(日程追加)

日程第3 意見案第2号 自動車関係諸税の抜本改革についての意見書

日程第4 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
6番	黒川美克	7番	柴田耕一
8番	幸前信雄	9番	杉浦辰夫
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市長	神谷坂敏
教	育長	都築公人
企	画部長	深谷直弘

総合政策グループリーダー	榊原雅彦
人事グループリーダー	杉浦崇臣
ICT推進グループリーダー	山下浩二
総務部長	内田徹
行政グループリーダー	中川幸紀
財務グループリーダー	竹内正夫
市民総合窓口センター長	中村孝徳
市民生活グループリーダー	芝田啓二
税務グループリーダー	亀井勝彦
福祉部長	加藤一志
地域福祉グループリーダー	木村忠好
地域福祉グループ主幹	唐島啓一
地域福祉グループ主幹	加藤直
介護保険・障がいグループリーダー	野口恒夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
健康推進グループリーダー	磯村和志
こども育成グループリーダー	都築真哉
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都市政策部長	杉浦義人
都市整備グループリーダー	田中秀彦
企業支援グループリーダー	島口靖
都市防災グループリーダー	神谷義直
上下水道グループリーダー	杉浦睦彦
地域産業グループリーダー	板倉宏幸
会計管理者	三井まゆみ
学校経営グループリーダー	岡島正明
学校経営グループ主幹	村越茂樹
監査委員事務局長	山本時雄
代表監査委員	加藤仁康

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	加藤元久
主査	加藤定
主査	神谷直子

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力をお願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。
初めに、9月20日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。
議会運営委員長、杉浦辰夫議員。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○議会運営委員長（杉浦辰夫） おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る9月20日に、委員全員出席のもと議会運営委員会を開催し、意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書及び意見案第2号 自動車関係諸税の抜本改革についての意見書の取り扱いについて検討した結果、本日日程を追加し、上程、説明、質疑、討論、採決することに決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、意見案第1号及び意見案第2号を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 常任委員会、公共施設あり方検討特別委員会及び決算特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、杉浦康憲議員。

〔総務建設委員長 杉浦康憲 登壇〕

○総務建設委員長（杉浦康憲） 改めまして、おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、平成30年9月定例会総務建設委員会の委員長

報告をさせていただきます。

去る9月18日午前10時より、委員全員及び市長を初め関係職員出席のもと開会されました総務委員会において付託された議案10件、陳情1件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告させていただきます。

初めに、議案第57号 高浜市情報公開条例の一部改正について、委員より、今回の条例改正では、改正の議決をされてから高浜市情報公開審査会に報告をされるのか、審査会のほうから答申が上がってきたのかとの問いに、委員にはあらかじめ説明済みとの答弁。

次に、議案第58号 高浜市産業立地の促進に関する条例の一部改正について、委員より、今回の一部改正で企業誘致を念頭に新設部分の敷地面積が5万平米から5,000平米と減少となったと思うが、この条例に至った理由と奨励を受けた企業が何社あったかとの問いに、昨年9月の豊田町の公募以降、多くの企業から土地の問い合わせを受けたが、現在、新設の敷地面積5万平米以上の要件では、用地確保が難しく、新設の工場立地の支援が難しいためとの答弁、あと申請実績は8件との答弁でした。

他の委員より、この条例改正は市内企業の流出防止や市外からの進出を期待してのことだと思うが、この界限は非常に競争が激しい。近隣市において優遇策があれば教えてほしいとの問いに、近隣市においてもさまざまな優遇施策を展開しており、今後、本市では愛知県と工業用地の創出や企業の再投資などの支援制度も展開していきます。今後、近隣市とも連携できる部分については連携していくことが、本市の産業経済の活性化につながるとの答弁。

他の委員より、新設も増設も5,000平米では高浜市では厳しいが、更地だけではなく既存の上物を使う場合にも適用されるかとの問いに、基本的には面積要件及びあとは業種、主に製造業を営む事業という形で業種を限定だが、売り主の理解があれば制度を活用し、マッチングを進めるとの答弁。

次に、議案第59号 市道路線の認定について、委員より質疑はありませんでした。

次に、議案第66号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第4回）について、委員より、予算書68ページ、7款1項2目商工費の商工業振興費はなぜこのタイミングでの補正かとの問いに、この造成事業関連工事費は、現在開発中の豊田町地区の調整池から稗田川までの排水路の改修工事です。当初、現在の農業用の簡易水路にコンクリートを張りつけ施工する方法でしたが、本年6月に起きた大阪北部の地震による構造物の倒壊などを背景に、愛知県企業庁と協議した結果、市街地にある側溝のような排水路が耐久性にすぐれているとのことから、工事の施工方法を変更との答弁。

他の委員より、68ページ、土木費、市道港線の用地測量業務委託料並びに物件調査業務はどの部分の予定かとの問いに、交差点部分の1軒は終わっており、残り3軒の部分を中心に土地の境界を確定する用地測量とその3軒の建物移転補償に対する物件調査ですとの答弁。

他の委員より、69ページ、公園整備費、公園整備管理事業修繕料400万円と公園等整備工事費224万6,000円の使い道はとの問いに、修繕料工事請負400万円は公園電気施設、トイレの照明灯や詰まり等を直す費用、あとは施設での一部修繕費用を見込んでいる。あと公園整備工事費は1件の壊れた遊具の改修を予定との答弁。

議案第67号 平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について、委員より質疑はありませんでした。

議案第68号 平成30年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）について、委員より質疑はありませんでした。

議案第69号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、委員より質疑はありませんでした。

議案第70号 平成30年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について、委員より、三河高浜駅の公共駐車場の土地を所有者である名鉄と譲渡に向けた協議をしたことはとの問いに、この土地はあと5年の賃貸借契約が残っており、賃貸借契約終了後には建物を更地にして返す、もしくは延長するという選択肢がある。名鉄との協議の中では、老朽化すれば建てかえは考えるが、市として必要な駐車場として認識している。また、名鉄は売買する気はなさそうなので、当面は賃貸借で考えているとの答弁。

議案第72号 平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、委員より質疑はありませんでした。

議案第73号 平成30年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について、委員より質疑はありませんでした。

陳情第13号 平成31年度税制改正における自動車関係諸税の抜本見直しを求める陳情について、委員より、自動車関係については、取得時、保有時、走行時それぞれに税金を掛けられている。ユーザーの負担が税の使い道として、以前は道路特定財源だったが、現在、一般財源の中に組み込まれている。今回、消費税を8%から10%に上げるときに抜本見直しをしていただきたいとの考えで、この陳情には賛成との意見。

次に、採決結果を申し上げます。

議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第72号、議案第73号は、いずれも挙手全員により原案可決。

陳情第13号は、挙手全員により採択。

以上が総務建設委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんください。

以上で報告を終わります。

〔総務建設委員長 杉浦康憲 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、神谷利盛議員。

〔福祉文教委員長 神谷利盛 登壇〕

○福祉文教委員長（神谷利盛） 皆さん、おはようございます。

では、9月19日に、委員全員出席のもと開催されました福祉文教委員会での審議内容について報告させていただきます。

福祉文教委員会に付託された案件は、議案5件、陳情5件であります。

では、議案5件について、初めに、質疑応答内容について報告させていただきます。

初めに、議案第61号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、IT工房くりっくについては、現在、午前10時から午後1時まで及び午後1時から4時までのおのおの3時間の利用料金が100円であったのが、この議案では1日当たり高校生200円、小学生が100円になるというもの。従来、午前、午後を別々に計算していたものが、なぜ今回1日にしたのか。健康推進グループによる回答です。IT工房くりっくが地域交流施設へ移転することにより、小学生がパソコンの指導を受けることが想定される。そこで、ものづくり工房あかおにどんと同様に、小学生及び中学生の料金体系を設けることにより、小学生と高齢者による世代間交流を促すことを考えている。IT工房くりっくは毎週水曜日、土曜日、日曜日が利用日となっているので、午前10時から午後4時までの間、一日を通して利用することが可能となる。従来、半日という規定を設けていたのは、高齢者の方が1日中パソコンを利用することはないだろうという前提で料金設定をしていた。

質問です。水曜日、土曜日、日曜日が使えるということだが、水曜日は小学生、中学生、高校生には学校がある。水曜日を設定した理由について説明してほしい。同じく健康推進グループからの答弁です。現在、水曜日、土曜日、日曜日がオープンされているので、引き続き、移転後も同様の曜日、時間で開設したいと考えている。平日の日中の開設は、主に高齢者の方の利用を対象としている。児童、学生の利用については、夏休みや冬休みといった期間であれば御利用いただけると考えている。

委員による質問です。現在、IT工房くりっくは、青木町の元家具屋さんのところにあるが、移転後の跡地はどのような扱いになる予定か。健康推進グループの回答です。現在、土地、建物ともにお借りしているので、今年度末をもってオーナーさんへ返却するということがまとまっている。

委員の質問です。現在、IT工房くりっくでは家庭的保育もやっているが、家庭的保育は今後どのようなようになるのか。こども育成グループの答弁です。現在、家庭的保育あいあいがこのIT工房くりっくの中で一緒に保育をしているが、家庭的保育あいあいが直接大家さんと契約された上

で、引き続きこの場所を使用されると伺っている。

委員よりの質問です。IT工房くりっくは、高浜市介護予防拠点施設となっている。議案第62号によれば、高浜市地域交流施設と合併されるが、引き続きそのまま介護予防拠点とされていくのか。健康推進グループより、今回、設置場所が地域交流施設に移るが、今後も介護予防拠点施設としての位置づけをしていく。

委員よりの質問。今後、小学校でプログラミング教育が導入される。例えば、夢・未来塾のような形態で平日にこのIT工房くりっくでプログラミング教育を行う計画はあるのか。健康推進グループ、IT工房くりっくの担い手さんからは、IT工房くりっくが地域交流施設へ移ることによって、ぜひ学校ともコラボレーションしたいという話はいただいている。また、学校側もプログラミング教育を行う上で、IT工房くりっくの力をかりたいという声も出ている。今後その連携について双方で協議をした上で、うまくコラボレーションできる方法を探っていきたい。

コメントが出ています。あかおにどんのように、手づくりで何か仕組みを考えることも、プログラミング教育の一環に入ると思うので、あかおにどんとIT工房くりっくといろいろ子供たちのために広がっていくような教育をお願いしたい。

次に、議案第64号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、委員より、昨年7月1日に開設された多目的広場1の隣接地に第2広場が開設され、利用できるようになった。どんな利用を想定しているのか。文化スポーツグループによる回答です。多目的広場1は主にスポーツ利用が中心、多目的広場2は主に多目的の利用を想定している。例えば、地元の団体によるイベントの場、一般の市民の方のボール遊びや散歩・体操といったレクリエーションの場、スポーツ大会などでは多目的広場1と多目的広場2とで一体で利用することを想定している。多目的広場は基本的に誰でも使用できる。多目的広場を貸し切りで使用する場合には、使用料が発生するというところで進めていきたい。

質問です。占有的に使う場合は、申し込みをして、時間貸しをして、あいていれば誰が使ってもいいということですか。文化スポーツグループより、そのとおりとの答弁です。

委員より、利用方法の周知はどのように行うのか。文化スポーツグループより、今までは各関係団体との会議体の中で多目的広場の整備の進捗状況を報告していた。今後は広報11月1日号に、多目的広場2だけではなく、多目的広場1の利用を含めた緑地全体の利用についての記事を掲載していく。また、多目的広場1で貸し切り利用をされる方に対しても、多目的広場2がオープンになったということを周知していく。

委員より質問です。当然、多目的広場1・2が利用可能になれば、駐車場も必要となるはず。現在整備中の駐車場は何台とめられるのか。また、大きな競技大会等により駐車場が不足するような場合の対応はどう考えているのか。文化スポーツグループよりの回答です。現在、駐車場の想定使用台数は60台程度。多目的広場2がオープンしても、日常の利用であれば対応可能と想定

している。なお、大規模競技大会等で駐車場が不足する可能性のある場合には、主催者側での対応をお願いしたい。

委員よりの質問です。多目的広場1・2の利用が可能になれば、アクセス道路の通行量がふえるものと予想される。県と協議をいただき、道路整備も進めていただきたい。なお、ワークショップを実施されていると思うが、そのワークショップの中でどのような課題が出たのか、教えてほしい。文化スポーツグループからの回答です。多目的広場2の供用開始にあわせて、防犯灯の整備を行っている。ウォーキングやランニングを日中だけではなく、夜間も楽しめる方もいる中で、照明をどうするかという課題が上がっている。現在、防犯灯は自動で点灯するようにしている。消灯は当面夜10時ということを協議している。

委員より、地域交流施設にできる図工室について伺う。ここには、目的外使用にかかわる使用料だが、どういうことを想定しているのか。健康推進グループより、隣接するものづくり工房あかおにどんの一体利用を考えている。ものづくり工房あかおにどんには、あかおにどんの事務所とあかおにどんの所有する旋盤などの機器を設置する。したがって、利用者が実際に木作品などのものづくりを体験していただくのは、お隣の図工室を利用いただくという形での一体利用を考えている。

委員より、利用する場合の使用料はどうか。健康推進グループより、ものづくり工房あかおにどんの所管部署である健康推進グループが負担することになる。

委員より、ものづくり工房あかおにどんを地域交流施設に移転することにより、今までとは利用方法が異なってくるのではないかと思うが、今後どのような使い方を想定しているのか。健康推進グループより、ものづくり工房あかおにどんの担い手さんからは、今後、児童の利用がふえるということを期待しているので、ぜひ学校と連携した事業展開をしていきたいという希望を伺っている。また、学校の先生方からは、このものづくり工房あかおにどんによって、木工の指導等を有効に授業の中で生かしたいという話も伺っている。取り組み方法については、今後、具体的に協議していきたい。

委員より、図工室はものづくり工房あかおにどん以外の利用もできるのか、また一般利用もできるのか。文化スポーツグループより、ものづくり工房あかおにどん以外の利用も可能となっている。

意見があります。意見として、何かとその公共施設を少し整備したおかげで、文化の衰退だとかいう御意見も伺う節もありましたが、こういうものを活用して文化の醸成に向けて、またいろいろお考えをめぐらせていただき、子供からお年寄りまでの文化に親しむ施設にしてほしいなど、そんなふうに考えておりますので、よろしく御利用の推進をお願いしたい。

別の委員からの質問です。一般の方たちが図工室を利用するのは土曜日、日曜日だけになるのか。健康推進グループより、図工室の利用は学校の授業が優先となる。学校側と今協議をしてい

る。例えば、月曜日の午前とか午後にあいている時間帯があれば、ものづくり工房あかおにどんを開設させていただきたいという申し入れを学校にしている。

委員より、でも、午前中2時間目に学校側が使うよと、そう言ったときに、逆にそのあいた時間にしか使えないわけですから、その間に図工室でやれることならいいですけども、その時間が図工室を使っていて時間が延びちゃったといえますか、そういう場合に、次の子供たちが使うのに部屋を散らかしておいてはいけないわけですから、そういう面では非常に使い勝手が悪いとか、子供たちの授業の邪魔になる面も出てくるのではないかと思うんですが、その点ではどのように考えてみえるんですか。健康推進グループより、あくまでも図工室の利用は、学校の授業が優先となる。学校に対しては、半日単位であいている時間帯があればぜひ使わせていただきたいということを申し入れている。

次に、議案第65号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について報告します。

委員より、第6条に、代替保育の提供にかかわる連携協力を行うものを適切に確保することをもって、これにかえることができるとなっている、詳しい説明を聞きたい。こども育成グループより、家庭的保育は小規模で実施しているので、連携する施設の設定が必要であるが、協力体制の整うところがあれば、それを緩和することができるということである。

委員より、第16条で、食事の提供の特例のところ、一定の要件を満たす事業者からの食事の外部搬入を可能とするとのこと。一定の要件を満たす事業者からの食事の外部搬入は今もやっているが、わかりにくいので教えてほしい。こども育成グループより、給食の外部搬入については、家庭的保育者が居宅で実施する場合を規定している。現在、高浜市内では、家庭的保育を個人の居宅でやっておる事業はないので、該当にはならない。

委員より、現在はその該当する施設はないとのことだが、緩和することによって今後そのような施設が発生する可能性はあるのか。こども育成グループ、この規定が緩和されたことによって、高浜市内で新たに事業者がふえるということは想定していない。

次に、議案第66号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第4回）についての質疑応答を説明します。

委員より、67ページ、3款2項3目子ども・子育て会議運営事業について、全体で258万2,000円の補正がされているが、会議の追加ということで補正が組まれたのか。また、会議の構成メンバーは変わっていないのか。こども育成グループよりの回答です。これは、平成27年から平成31年までの5カ年計画に続く平成32年度以降の5カ年計画において、子ども・子育て支援事業計画を策定するための費用として計上したもの。主に子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料で、一つは平成30年度ではアンケート調査の実施委託料及びこの内容を子ども・子育て会議で協議をしていただくための会議を追加して開催するための費用となる。子ども・子育て会議のメンバー

に変更はありません。ただし、一部充て職の方もいるので、職が変わった方については変更になる場合があります。

委員より、平成32年度から新たな計画によって推進されるとのことだが、平成27年4月からスタートして現在まで3年半が経過したが、計画の進捗状況はどのように捉えているか。こども育成グループよりの回答です。待機児童ゼロを目指して進めてきている内容だが、ことし4月1日現在での待機児童数は19人である。今後、高取幼稚園と高取保育園の民営化・認定こども園化及び高浜幼稚園の民営化・認定こども園化等々によりこの計画を進め、待機児童ゼロを達成できるように進めていきたい。

委員より、アンケートの結果により見通しのポイントが今までの会議で何か見通せてきているのか。こども育成グループより、待機児童が発生している状況を何とか解消してほしいというのが、高浜市の課題として理解している。

次に、委員より、62ページ、63ページの2款総務費、総務管理費、職員管理費の定員適正化事業、委託料、会計年度任用職員制度導入支援業務委託料について、もう少し詳しく教えてほしい。人事グループからの回答です。会計年度任用職員制度について、これは、平成29年5月17日に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により創設された制度で、特別職非常勤職員、それと臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、これらの職に該当しなくなった者を平成32年4月1日に会計年度任用職員への必要な移行を図るというもの。この会計年度任用職員には、フルタイムとパートタイムの勤務形態があり、フルタイム者には常勤職員と同様に給料、諸手当、旅費の支給が可能となる。また、パートタイム者には報酬、費用弁償のほか期末手当の支給が可能となる。このほかにも、勤務時間や休暇、また人事評価についても、この会計年度任用職員については、統一的な取り扱いを定めていくというものである。

そこで、この会計年度任用職員制度が32年4月に導入されるに当たり、臨時職員や非常勤職員制度の抜本的な見直しに加え、新たにこの制度が導入されることにより、広範囲にわたる関連条例や規則等の整備が必要となる。また、この制度の運用については、各自治体でそれを決める必要があるが、この条例等の整備を適正に進めるためには、職員だけでは困難と判断し、今回、外部に委託することにした。

委員より、平成32年度4月から運用されるとのことだが、運用までのスケジュールはどうなっているのか。人事グループより、1、今年度中にこの会計年度任用職員制度の運用方針を決める。2、現在、臨時職員または非常勤職員の方がこの会計年度任用職員制度にどのように移行していくかを検討する。3、この委託契約の中で条例等の整備が必要なものについては、整備を行った上で、できれば来年6月または9月議会でこの条例整備案等の上程をしたいと考えている。その前の段階で議員に対し、この制度をどのように高浜市の方針としていくかを説明させていただく。同時に、現在、臨時職員、非常勤特別職の方に対しても、説明会等を開催していきたいと思っ

いる。

最後に、この会計年度任用職員については、あくまでも公募をすることになるので、例えば9月議会で可決いただけたら、10月から公募をスタートし、翌年3月までに人員を確保し、平成32年4月から雇用していくというスケジュールになる。

別の委員より、5点ほど質問がありました。1、補正予算書71ページ、小学校教育振興事業、庁用器具費の200万円について、2番目に、学校管理費の中学校維持管理事業で、修繕費が245万9,000円かかっている件、3番目に、学校振興費で、中学校教育振興事業で、庁用器具費が100万円かかっている件、4番目に、3番の生涯学習施設管理運営事業で、臨時職員賃金が106万9,000円かかっている件、5番目に、委託料として高浜市地域交流施設運営準備業務委託料が23万5,000円かかっている件。以上について、今の時期に庁用器具費が上がってくる理由を説明してほしい。臨時職員については、なぜこの時期に臨時職員を採用するのか、地域交流施設運営準備業務委託料の23万5,000円について、どこへ委託するのか、以上を伺いたい。

学校経営グループからの回答です。先ほどの1番と3番、小学校教育振興事業の庁用器具費、中学校教育振興事業の庁用器具費は、歳入として前教育委員の神谷次男氏により御寄附をいただいた300万円を計上し、歳出として小・中学校向けに楽器購入費用として300万円を計上したものの。2番の中学校維持管理事業の修繕費は、本年6月に実施した貯水槽の設備点検において、高架水槽等のアイボルトやはしごボルトが腐食して、落下のおそれがあり、至急の処置が必要との判断により修繕するもの。

次に、文化スポーツグループより、4番目の生涯学習施設管理運営事業について答弁がありました。4月に臨時職員を採用した臨時職員賃金の上半期分を人事グループの予算で負担し、下半期分の賃金を文化スポーツグループとして負担するので、予算計上させていただいた。5番目に、高浜市地域交流施設運営準備業務委託料については、地域交流施設の供用開始が来年4月からと予定しているので、利用の受け付け開始はほかの公共施設と同様、3カ月前から行う予定であるので、来年1月より利用受け付けを行う予定である。したがって、利用受け付けに向けての準備費用ということで計上させていただいた。委託先については、今のところ、NPO法人たかはまスポーツクラブを考えている。

委員よりの質問です。67ページの4款1項3目医療対策推進費、地域医療振興事業で2億1,467万円が計上されている。これは、刈谷豊田総合病院高浜分院の移転新築費の補助金が2億円、利子補給補助金が1,467万円とのことだが、この2億円の支払いについて、豊田会から前倒しで支払うよう依頼があったとのこと。今後10年間、毎年2億円を払っていくということなのか。健康推進グループより、移転新築費補助金については、平成30年度から2億円ずつ10年間にわたって豊田会へ支払うというもの。

委員より、前倒しの依頼があったとのことだが、それはいつごろ依頼があったのか。またなぜ

前倒しになったのか。健康推進グループより、医療法人豊田会からは、7月に資金計画上、補助金の支払いの前倒しをしてほしいという打診があった。市としては、医療法人豊田会からの依頼に基づき9月補正予算に計上させていただいた。

次に、議案第71号 平成30年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、質疑はありませんでした。

次に、陳情5件の意見について報告させていただきます。

陳情第8号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情、委員より、一人一人の子供たちと向き合う時間を十分に確保し、子供たちにきめ細かな指導をするためには、定数改善計画の早期策定・実施が必要であると考えられる。したがい、この陳情には賛成する。

別の委員より、全ての子供たちに行き届いた教育を行う。全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられるということは、大変重要なことと考えている。したがい、この陳情には賛成する。

別の委員より、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1に復元すること及び少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し実施すること、この2つは大変重要なことだと思っている。したがい、この陳情には賛成する。

別の委員より、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持は大切なこと。したがい、賛成する。

次に、陳情第9号 小中学校の全教室にエアコンの設置を求める陳情について、委員より、この陳情の趣旨は十分理解できるが、高浜市においては、これからの40年間を見据えた公共施設総合管理計画と連動させ、あるいは長期財政計画等を作成して、将来を見据えながら市政運営を行っていくことも大変重要である。したがい、趣旨採択でお願いしたい。

別の委員より、エアコンの設置については賛成するが、市長に対し事前に提出した要望書の内容と少し異なる。したがい、趣旨採択でお願いしたい。

別の委員より、子供の命と健康を守るために、お母さん方がエアコン設置の署名を集められる。文科省でも学校環境衛生基準の一部改正ということで、教室温度を17度以上28度以下という基準を見直した。やはり、子供たちの命と健康を守るためにも、このエアコン設置は必要だと思う。したがい、賛成する。

別の委員より、市長に対しエアコンを設置していただきたいとの要望書を提出しているが、市長より、一度に設置するということはなかなか難しいかもしれないが、言われることは十分に理解できるという前向きな答弁をいただいている。したがい、趣旨採択とする。

次に、陳情第10号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、委員より、平成22年度から公立高校の無償化が実施されている。それに伴い、私立高校生も授業料に充

てる就学支援金が所得基準により支給されている。また、私学関係予算は、高校生以下についても約1億円増しとなるなど、必要に応じた措置がとられている。現在、国の財政状況が大変厳しい中にあるので、さらなる拡充・充実には限界があると感じている。しかし、陳情の趣旨は十分に理解できる。したがって、趣旨採択とする。

別の委員より、OECDの調査報告によれば、小学校から大学までの教育機関に関する公的支出状況は、2015年現在、加盟国の国内総生産に占める支出割合は、日本は2.9%で、比較可能な34カ国中で最も低かった。教育費が比較的高いのに公的支出の割合が少ないということで、家庭の負担が重くなっている。したがって、この理由により陳情には賛成する。

別の委員より、私学も公立と同じ公教育なので、学費の公私格差是正、教育の公平は全て子供と父母の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は喫緊の課題となっている。したがって、この陳情には賛成する。

別の委員より、やっぱり私学のほうもなかなか大変なので、国の私学助成の拡充は大切な話だと思う。したがって、賛成する。

次に、陳情第11号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情、委員より、陳情事項の要旨として、教育の公平を実現し、私学選択の自由を確保するために、授業料助成と入学料助成を一層拡充するとともに、経常費助成についても国から財政措置がなされる国基準単価を土台に、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施することとある。県の財政も大変厳しい中であり、さらなる助成の拡充・施策を実施することは難しいと思うが、私立高校の置かれている厳しい状況も十分理解できる。したがって、趣旨採択でお願いする。

別の委員より、先ほど述べた理由で家庭の負担が重いということがある。したがって、この陳情にも賛成する。

別の委員より、県内では3人に1人が私学に通っており、私学も公立と同じ公教育の場として重要な役割を果たしている。高校選択の自由を言うならば、まず学費の公私格差を解消し、学費の心配をせずに私学を選択する自由が保障されなければならない。「教育に公平を」「私学も無償に」は、私学関係者にかかわらず、全ての子供と父母にとって切実な課題になっている。したがって、以上の理由で賛成する。

別の委員より、先ほどの陳情第10号と一緒に、この陳情第11号にも賛成する。

次に、陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情について、委員より、高浜市における補助額2万4,000円は、所得制限はあるが、西三河9市の中でも手厚いものとなっている。また、平成22年度から公立高校の無償化が実施され、私立高校生には国からの就学支援金が支給されたことにより、独自助成を削減・廃止する自治体もあり、高浜市は現行制度を維持している。以上、現状のままでよいと考える。したがって、この陳情には反対する。

別の委員より、知立、碧南、高浜を比較すると、高浜は人口の割に助成を受けている方が少ないのではないかという気がする。私学助成の拡充をしていきたいと思っている。したがって、賛成する。

別の委員より、この陳情の趣旨は理解できるので、趣旨採択とする。

本委員会での質疑、意見報告は以上です。

本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

次に、当委員会に委託された議案5件の採決結果を報告します。

議案第61号、挙手多数により原案可決。

議案第64号、挙手多数により原案可決。

議案第65号、挙手多数により原案可決。

議案第66号、挙手多数により原案可決。

議案第71号、挙手全員により原案可決。

次に、当委員会に付託されました陳情5件の採決結果について報告します。

陳情第8号、挙手全員により採択。

陳情第9号、挙手多数により趣旨採択。

陳情第10号、過半数に至らず。

陳情第11号、過半数に至らず。

陳情第12号、過半数に足らず。

以上、9月19日に開催されました福祉文教委員会及び採決結果についての報告をさせていただきました。

どうもありがとうございました。

〔福祉文教委員長 神谷利盛 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、次に、公共施設あり方検討特別委員長、浅岡保夫議員。

〔公共施設あり方検討特別委員長 浅岡保夫 登壇〕

○公共施設あり方検討特別委員長（浅岡保夫） おはようございます。

御指名をいただきましたので、公共施設あり方検討特別委員会の御報告をさせていただきます。

去る9月20日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、本会議より付託されました一般議案2件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第62号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、委員より、地域交流施設の出入り口と現校舎を取り壊すときの安全面についてとの問いに、工事エリアは柵を設け、エリアを特定し、安全面に十分配慮する。また、出入り口については、エントランスホールの完成までは、仮の出入り口を設置するとの答弁でした。

別の委員より、地域交流施設には誰が入ってくるのかわからないのではとの問いに、セキュリティの面では、完成するとエントランスホールの管理室が全教室、全施設へのアクセスの拠点になり、第一次的に不審者を監視するとともに、市民が利用する学校の各諸室に監視カメラを設置し、利用状況を管理する。また、小学校の稼働時は複合施設と小学校との間の扉の施錠及び電動シャッターを閉鎖することできっちりと区分けをし、安全性を保っていく。加えて、複合施設を利用される方は、地域の方が大勢見えると思うので、最終的には、子供たちは地域の方々から守られているのではないかと考えているとの答弁でした。

同委員より、集会室の料金の設定について、面積が違うから使用料が違うのはわかるが、面積を少しずつ変えてあるのは何か理由があるのかとの問いに、要求水準では、中会議室は100平方メートル以上、これが2室として利用できるということで、集会室2と3で100平方メートル、また小会議室は50平方メートル以上とすることとしており、集会室1が51平方メートルということで、要求水準に基づいているとの答弁でした。

別の委員より、利用料金の設定の根拠はとの問いに、新しい方針に基づき、運営に係る費用を積み上げて、それをベースに今回は積算している。今後の使用料の見直しに関しては、費用を計算し直し、必要があれば見直す可能性はあると考えている。ただ、大きく金額が変わり、高くなるようであれば、激変緩和措置も講じていくとの答弁でした。

別の委員より、小学校に公民館の機能を移転するという事は、地域交流施設イコール公民館と捉えていいのかとの問いに、地域交流施設は、公民館の機能だけではなく、介護予防拠点施設の機能、将来的には体育センター機能なども入ってくるので、イコール公民館機能ということではなく、さまざまな要素を持った施設と理解いただきたいとの答弁でした。

次に、議案第63号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の制定について、委員より、公共施設総合管理計画には、平成34年度には解体・譲渡とあるが、当分の間とはいつまでのことかとの問いに、現在、春日町と譲渡に向けた協議を行っており、方向性を来年度中には出させていただくようお願いしているので、当分の間というのは1年から2年程度と考えているとの答弁でした。

同委員より、高浜小学校に公民館機能を移転し、大山公民館は市の管理から外すという説明を受けている。この前例ができると、まだ残っている吉浜や高取の公民館もそういう計画になるのかとの問いに、基本的には、大山公民館は市の管理から全て外すというスタンスで協議をしている。目標としては、市の管理はゼロでいきたい。また、他の公民館については、総合管理計画だ

けではなく、公共施設推進プランもあり、このプランに掲げるスケジュールに沿って、目標を持って進めるとの答弁でした。

同委員より、いつまでに報告をいただけるのかとの問いに、市としても管理計画を進めていく中で、その都度、議会にも報告している。受けていただく相手は会社ではなく、住民の皆さんなので、町内会の組織としても少し準備が必要で、しっかりと結論を出していただくまでに時間がかかっているが、平成34年度には手放したいということをお話した上で、全体の計画も了解をいただいている。決して先延ばしをしようとか、もう一回大山公民館を運営しようということは考えていない。また、公共施設推進プランについては、毎年、議会に報告しているので、スケジュールに異動があれば報告させていただくとの答弁でした。

別の委員より、大山公民館を町内会が受けた場合、この施設は高台にあり、津波等の避難所にもなっていると思うが、耐震などでお金を使うことを考えているのかとの問いに、避難場所や建物の安全性といった課題については認識しており、協議が前に進んだときには、必要があれば考えるとの答弁でした。

別の委員より、それぞれの地域に公民館があって、ほかの地域でも複合化の関係で公民館をなくすという話が出ていたが、その点で、ほかの地域では公民館として今後残していくのか、先々はなくしていく考えなのかとの問いに、公共施設総合管理計画に基づいて進めているが、大山公民館は高浜小学校に機能移転するので、公民館という名称はなくなるが、活動の場所は確保していくとの答弁でした。

別の委員より、計画書の期限において進めていく覚悟があるのであれば、民間への譲渡や売却も視野に入れているのかとの問いに、ここの土地は神社用地を借りており、市の土地ではないこと、避難所等のことも考えると、近くに町内会館的なものがあつたほうがいいとの声もあるので、第一義的にはそういう形で残すという選択肢を考えているが、民間で整備していただくという方策も十分あり得ると考えているとの答弁でした。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第62号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、挙手多数により原案可決。

議案第63号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の制定について、挙手多数により原案可決。

以上が公共施設あり方検討特別委員会に付託されました議案に対する審査の経過と結果であります。

なお、報告及び連絡事項、協議事項については、今回はありませんでした。

次に、その他として、委員より、委員会として勤労青少年ホームの跡地活用事業の現場の視察

ができないかとの発言がありましたが、採決の結果、委員会として取り上げないことに決定いたしました。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんください。

以上で委員長報告を終わります。

〔公共施設あり方検討特別委員長 浅岡保夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの公共施設あり方検討特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、終結します。

暫時休憩いたします。再開は11時10分。

午前10時58分休憩

午前11時09分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、決算特別委員長、神谷直子議員。

〔決算特別委員長 神谷直子 登壇〕

○決算特別委員長（神谷直子） それでは、御指名をいただきましたので、決算特別委員会の御報告を申し上げます。

本会議より付託されました議案は、議案第60号及び認定第1号から認定第8号までです。

委員会は、9月11日及び12日の2日間開催し、全委員及び市長を初め関係職員出席のもと、1日目は正副委員長の選出を行い、委員長には私、神谷直子、副委員長には柴田耕一委員が選出されました。また、委員会記録の署名委員には、柴田耕一副委員長を指名しました。

主要事業の現地調査では、水道事業会計を初め3件の視察を行い、証憑書類の審査を午後1時より行いました。

2日目は、議案第60号及び認定第1号から認定第8号までの質疑を行い、質疑終了後、採決を行いました。なお、議案第60号については、関連上、企業会計と一括議題として質疑を行いました。

主な質疑の概要を御報告申し上げます。

認定第1号 平成29年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、初めに、歳入について、委員より、固定資産税や都市計画税などの滞納繰越額の収入済額が前年度より少ない理由はどの問いに、昨年度と比べ、滞納繰越分の調定額が減ったことのほか、大口の滞納者の件数が減ってきたことにより、滞納整理機構へ移管した金額が減り、結果的に滞納繰越分の徴収率が下がったとの答弁でした。

他の委員より、ふるさと応援寄附金が前年度より126%の増となっているが、どの地域からの

寄附金が多いのか。また、平成30年度はどのような見通しを持っているのか。希望する活用事業はどのように考慮されているかとの問いに、東京、埼玉など関東圏からの寄附が多い。今年度の見通しは平成29年度の約2倍を見込んでいる。用途については、該当事業に充当し、寄附者の意向に沿っているとの答弁。

他の委員より、市たばこ税について、前年度よりも1,800万円ほど減っているが、平成29年度の税収の分析と来年度に向けて減の部分はどう考えているのかとの問いに、たばこ税の収入減の主な要因は、加熱式たばこの普及により1本当たりの単価が落ちていることに加え、旧3級品の紙巻きたばこが年々増税されており、その結果、本数自体が減っていることが考えられる。過去の増税では、本数減が大きく、増税で単価が上がった分に対して本数の減少が予想されるので、来年度予算以降については、たばこ税の税収は減額傾向と考えているとの答弁でした。

他の委員より、法人市民税の不均一課税を実施する考えは、また都市計画税の引き下げの考えはとの問いに、不均一課税は特別な理由がある場合に限定されていること、地元企業の同意が得られないことなどから、実施する考えはない。また、都市計画税の引き下げについても、都市計画事業に充当する目的税であることから、充当率が100を超えるような状況になれば、その時点で考えるが、現時点では引き下げは考えていないとの答弁でした。

次に、歳出について申し上げます。

1 款議会費については、質疑ありませんでした。

2 款総務費について、委員より、市税等徴収事業について、新たに国税OB職員を徴収指導員として採用しているが、役割や効果について、また今後の展開はとの問いに、平成29年8月より、国税OBの方を徴収指導員として採用し、困難事例を含め、若手職員の指導をお願いする中で、職員は専門的な知識、調査方法を習得でき、納税者の方との折衝能力の向上を図ることができた。また、徴収率も個人市民税、現年と滞納繰越分を含め、前年度と比較し0.4%増加、固定資産税は0.2%増加、国民健康保険税は1.9%の増加をしており、今後も継続したいとの答弁。

同委員より、西三河地方税滞納整理機構について、徴収率が62.9%となっており、徴収金額、徴収率に対する評価は、また、他市と比較した場合との評価はとの問いに、昨年度は62.9%の徴収率で、28年度は63.1%、ここ数年は60%台を維持している。機構は碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市の6市が参加し、平成29年度の徴収率は、6市中、高浜市は3番目となっている。県全体では6ブロックの滞納整理機構があり、その中で西三河は28年度、29年度と上位のブロックで、その中で3番目というのは、かなりの徴収率を維持できているとの答弁でした。

他の委員より、職員の衛生管理事業のストレスチェックはどういう検査で、高ストレスと判定されたら仕事に影響があるのか。また、高ストレス率が12.7%は高いのかとの問いに、ストレスチェックは、国が推奨する57項目の質問票に、対象職員が個々に答える方法で実施し、高ストレス者は、臨床心理士面談や医師による指導面接を希望で受けることができる。高ストレス者の仕

事に対する影響は、28年度は臨床心理士面談希望の職員が2名ある。面談をした上では、仕事に影響は特にないと診断であった。なお、29年度は希望者はいなかった。高ストレス率の12.7%については、全国平均が10%で若干高いが、特に問題ない範囲内であるとの答弁でした。

他の委員より、防災活動事業の市備蓄倉庫について、当該年度は、高取小、港小、高中で防災倉庫を設置しているが、港小の場合、当然、津波の被害が想定される場合どうするのか、ほかの南部地域の防災倉庫のものを使うといった予定はされているのかとの問いに、港小は津波のリスクがあり、使用できないケースも想定されるが、全ての災害において使えないとは想定しておらず、他と同様に整備は進めている。実際、災害が起こったときは、高台の高浜小学校への避難をお願いしており、その資器材を使っていくか、地域のまち協とも調整しながらの対応となるとの答弁でした。

他の委員より、職員管理費で、障害者雇用について高浜市の状況はとの問いに、障害者雇用率の算定上の障害者の実人数は4人で、法定雇用率は、30年4月からこれまで2.3%から2.5%に引き上げられている。本市の場合、4人のうち2人が重度障害者で、1人で2人分の換算となるため、トータルで6人が障害者雇用率の算定上の人数となり、障害者雇用率は2.84%となるとの答弁でした。

他の委員より、防犯対策費で、防犯カメラを4基新設しているが、設置箇所の基準と今後の増設の予定について、また警察から捜査協力の要請があった場合の対応はとの問いに、防犯カメラの設置基準は、高浜市防犯ネットワーク会議で決めており、今後も同会議において協議する中で、計画的に設置を進めていく。また、警察へのデータ提供はこれまでに10件以上あるとの答弁。

3款民生費について、委員より、保育園の備品購入費でAEDを購入しているが、市内の園の設置状況と高取幼稚園・保育園の廃止後、両園の設置分はとの問いに、今回の整備で、市内の公立の幼稚園・保育園全てで設置が完了。私立園は翼幼保園、吉浜さんさん保育園、その他共用により設置されているところもある。高取幼稚園・保育園の廃止後は、未設置である東海児童センター等の公立の施設に移設するとの答弁でした。

他の委員より、民間保育所運営委託料について、定員1人当たりの年間委託料に3万円ほどの差があるが、この理由はとの問いに、委託料の算定は、国から示されている公定価格で支払っており、子供の年齢に対して単価が決まっている部分と、それぞれの運営に必要な部分として単価が決めている部分があり、単純に割り返して、その園ごとに全く同じという数字にはならないとの答弁でした。

他の委員より、高浜市こども貧困対策会議はどのような議論だったのかとの問いに、支援の取り組みの方向性の議論としては、子供の社会的な自立に向け支援をすることが、委員共通の意見との答弁でした。

他の委員より、病後児保育事業については、平成29年度の利用が少なかった理由は、また今年

度の実施場所はとの問いに、利用者の延べ人数は、平成28年度が3名、平成29年度が4名ということで、ほぼ例年どおりとなっている。事業の実施場所は、いきいき広場3階に病後児保育室を設けているとの答弁でした。

他の委員より、在宅医療連携システム整備事業について、平成30年1月よりえんjoyネット高浜の運用を開始されているが、現時点での導入成果及び活用状況は、また、市外関係機関との連携と今後の取り組みはとの問いに、平成30年8月末の利用登録者の状況は、登録機関が53団体、利用登録者が92名と着実に増加している。活用状況としては、医師からの助言や介護関係者の訪問時の状態などの発信により情報共有が図られており、投稿記事が103件、患者数が13名で、今後も利用促進を働きかけていく。広域連携については、刈谷医師会管内の刈谷市、知立市のほか、西三河9市町で協議を重ね、本年10月1日に在宅医療介護連携システムに関する協定を締結する予定。今後は9市町共通システムを活用した広域での連携強化を図り、市外関係機関も含め、在宅支援体制の構築を進めていくとの答弁でした。

他の委員より、放課後児童健全育成事業について、吉浜児童クラブの定員が60人となっているが、これの受け入れ状況はとの問いに、運営する知多学園において平成29年度から定員20人の第2児童クラブを増設し、60人の定員で運営をしていただいた結果、児童クラブの待機児童がゼロとなったとの答弁でした。

4款衛生費について、委員より、地域医療振興事業で、土地購入費を含め3億円余の支出があるが、土地を市が購入して豊田会に貸すということで、一民間病院にそこまでする必要はないと考えるがどうかとの問いに、医療法人豊田会と市は、協力して地域医療を継続するために、協定書に基づき、開院後5年間無償貸与としているもので、内容については、豊田会と十分協議の上で協定書を取り交わしており、協定書の内容に準じて行っているとの答弁。

同委員より、ごみ処理袋の有料化の動きを聞いているが、最近、啓発が下火になっており、もっと啓発すべきでは。また、墓地費の関係で、宗教に関係なく入れるものをとという考えはないのかどうかとの問いに、次の10月1日号広報でごみの状況等やさらなるごみの減量化についてPRを予定している。墓地については、市域が狭隘で、新たな墓地をつくる場所が見当たらないため、考えていないとの答弁でした。

5款労働費については、質疑ありませんでした。

6款農林水産業費について、委員より、明治用水の中井筋で蛇抜橋が通れないが、いつになったら供用開始をされるのかとの問いに、現在、蛇抜橋は、西三河農林事務所が工事を進めており、9月末には開通予定との答弁でした。

7款商工費について、委員より、高浜高校のSBPについて、クラブ員7人に対し400万円を支出しており、高過ぎるという印象であるが、またSの絆焼きについて、製造・販売事業はいつまで進めるつもりなのかとの問いに、この活動は、高校生が社会に出て夢を実現する力のスキル

アップ、将来地域で活躍する人材の発掘や地場産業のPR、また、地元を愛する人材のきずなを生み、このSBPの手法が受け継がれていくことで目的が継続していく。市としても、高浜高校との地域連携という位置づけもあることから、支援体制を維持していく。この活動をやめる条件としては、活動をする生徒がいなくなるまでが一つの条件と考えているとの答弁でした。

他の委員より、いきいき号の刈谷市コースについて、吉浜地区に停留所を設置する考えはないかとの問いに、10月に開催した地域公共交通会議において、直行便というメリットを生かすべきとの結論をいただいているとの答弁でした。

他の委員より、高浜市観光協会活動事業費補助金について、会員数の状況とこれをふやす取り組みはとの問いに、平成29年度の会員は、法人・団体会員が60団体、個人会員が44人となっている。会員数をふやすということは、大きな活動の原動力となるので、会員募集の周知活動については、観光協会へ伝えた上で、さらなる会員の獲得に向けて活動するよう努めていくとの答弁でした。

8款土木費について、委員より、空家実態調査業務委託について、実態調査となると、建物の所有者や建物自体が実際に使用できるかどうか、建物の固定資産税なども含めて調査しているのか、また、成果物として空家位置情報住宅地図が示されているが、空家の表示は。調査の結果、空家の件数はとの問いに、調査内容は、主要新規事業等の概要の事業内容に記載されている5項目に準じて実施しており、固定資産税は対象外。住宅地図の空家の表示は、地図の中に、黒く太字で「空家」が示され、表示されている。また、実態調査の結果は295件であったが、その後、リサイクル届等の提出があり、解体した建物も把握しているので、それを差し引いた戸数に対し所有者を調べ、現在、アンケートを実施しているとの答弁でした。

他の委員より、公園整備管理事業について、後世山公園の遊具はなかなか直らないが、その理由とほかにもそういった遊具はないかとの問いに、後世山公園の遊具はかなり老朽化しており、公園の長寿命化やあり方等を含め検討していく。ほかにも使用停止になっている遊具は、現在1件あるとの答弁でした。

9款消防費は、質疑ありませんでした。

10款教育費について、委員より、教育活動支援事業について、外国人の児童・生徒数について、国別で小学校、中学校に何名の外国の生徒が在籍しているか。また通訳や指導員は何名で、どのような活動をしているか。言語が壁になり、学習が進まない児童に対し、通訳や指導員の配置によってどのような成果があらわれてきたのかとの問いに、合計254名で、日本語指導が必要な要指導児童数は合計145名となっている。各学校別の人数は報告があった。通訳者は、予算上は2人分となっていたが、1人を半分に分け、3人で運用している。各校に通訳者が来校することで、学校と家庭が連携して情報提供を確実にいき、外国人児童・生徒が学校生活を安心して送れるようになってきているとの答弁でした。

他の委員より、児童・生徒健全育成事業の通級指導教員賃金、スクールヘルパー、スクールサポーター等の謝礼の増額理由とその指導成果はとの問いに、近年、特別な支援を要する児童・生徒が増加をしており、特別支援教育の充実などを図ってきた。こうした児童・生徒に対し、本人に寄り添うきめ細やかな学習指導、生活支援により子供の自立を促しており、より多くの子供を支援できるよう、スクールヘルパーやサポーターの人員や配置時間数をふやしたため増額となった。効果としては、学習態度も落ちつき、集中した学習活動、学校生活が成り立つようになってきたとの答弁でした。

他の委員より、文化財保護事業の市誌編さん事業について、この事業は総額幾らの予定で、いつまでに完了するのかとの問いに、平成28年度に市誌編さん委員会が立ち上がり、基本方針を策定し、5カ年計画で編さんを進めるとし、平成32年度に新しい市誌を発行し区切りとなる。総額については、31年度、32年度は、予定であるが、5カ年全体の計画では、4,800万円程度で見込んでいるとの答弁でした。

他の委員より、小・中学校児童・生徒就学援助事業について、入学準備金の支出を入学前に実施する考えはとの問いに、新入学児童・生徒の学用品費の支給については、本年度当初予算で入学前支給として計上しており、現在、要綱等の準備を進めているとの答弁でした。

11款災害復旧費から14款予備費までについては、質疑ありませんでした。

認定第2号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員より、短期保険証について、被保険者世帯数のうち1割の方が短期保険証で、国保の保険料を払うのが厳しいのではとの問いに、短期保険証は税負担の公平性の確保から法定化されているもので、引き続き必要な人には短期証を発行し、その都度、税の相談に応じながら、適切な税の確保に努めていくとの答弁でした。

他の委員より、国保の加入者が年々減っており、将来的に財政上やっていけるのかとの問いに、今年度から国保の運営がこれまでの市町村単独から都道府県単位となり、国保の財政は現在よりも安定化するのではと考えているとの答弁でした。

認定第3号 平成29年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について、質疑ありませんでした。

認定第4号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員より、受益者負担金について、引き込む距離の長短やいろいろとあると思うが、一度で完了する人と、何回かで完了する人があるようである。どのような状況か。また、市債について、現在の市債の額はどうなっているのか。今後、下水道整備に何年ぐらいかかりそうなのかとの問いに、受益者負担金は、下水道を整備して下水道が使える区域内に土地をお持ちの方に、所有されている土地の面積により建設費の一部を負担してもらうもので、時期や距離ではなく、面積に応じて負担をお願いするものである。また、平成29年度末の起債残高は、75億3,585万5,456円となっている。

事業の完了見込みについては、約30年となるとの答弁でした。

認定第5号 平成29年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員より、駐車場の使用料で3,477万9,940円とあるが、いきいき広場の無料分と一般駐車料金の割合と金額はとの問いに、平成29年度利用料金の取り扱い状況は、一般利用が678万8,340円、定期が1,260万4,000円で、マシンスタジオなど公用で来られた方がそれぞれプリペイドカードも含めると1,538万7,600円との答弁でした。

他の委員より、教育委員会やこども未来部なども移り、公共駐車場が使えなくなる、足らないような状況はないのかとの問いに、三河高浜駅西駐車場の満車などの状況は、指定管理者から毎月1回報告があり、一時的に満車が月三、四回程度あると報告を受けている。できる限り公用車を別の駐車場に移動し、駐車場を確保することを指定管理者と連絡をとり合っているとの答弁でした。

認定第6号 平成29年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員より、生活支援体制整備事業で、平成29年4月より、生活支援コーディネーターの配置を高浜市社会福祉協議会に委託されたが、活動内容や成果はとの問いに、生活支援コーディネーターの役割は、地域における担い手の発掘と養成、地域資源の開発である。生活コーディネーターを中心に職員が出向き、地域の困り事について一緒に考えるなど、新たな生活支援サービスの開発へとつながるよう活動をしている。成果としては、吉浜まちづくり協議会の高齢者生きがいグループが地域の困り事に対応するお互いじゃんネットを立ち上げ、地域における新たな生活支援サービスが始まっているとの答弁。

同委員より、お互いじゃんネットの活動内容の説明と、ほかのまち協や地域での活動があれば、その活動内容についてとの問いに、日中独居の高齢者の見守り、軽度作業、買い物支援、話し相手などを行うこととし、困り事相談6件、日中独居の高齢者見守りを4件と支援につながっている。ほかの地域の活動は、南部まちづくり協議会で高齢者等の見守り訪問活動を実施されており、充実させ、新たな生活支援サービスにつなげていくことを検討されていると聞いている。今後、吉浜や南部のまちづくり協議会が実施した生活支援活動を定着させ、波及していくように進めていきたいとの答弁でした。

他の委員より、普通徴収の滞納者数、今年度が294人、28年度が281人、4.6%の滞納者数が増となっているが、これをどのように見ているのか。また、調整交付金について幾ら市に入っているのかとの問いに、滞納者の増加を分析すると、年金を担保にお金を借りている方、市民税、国保税など、介護保険料以外の税を滞納している方が65歳到達になるといったケースがふえているので、早期の勧奨や督促等を強化している。また、調整交付金の額については、決算書の286ページにあるとおり、収入済額として7,627万3,000円という金額との答弁でした。

認定第7号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員より、

保険料の滞納について、軽減制度が廃止され、保険料が引き上げられて、一方で、年金は引き下げられ、年金者は悲鳴を上げている。年金者は苦勞しているが、どのような考えなのかとの問いに、収納率はここ数年、99%台で推移している。保険料は一定の減免制度があり、収入状況等を見ながら、制度に該当する方は、減免の制度、軽減措置の制度で対応させていただいているとの答弁でした。

議案第60号 平成29年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び認定第8号 平成29年度高浜市水道事業会計決算認定については、一括議題としました。

委員より、高浜市は5市の中で20ミリが一番高いが、どのように決めているのか、また議案第60号の未処分利益剰余金の処分について、市民に還元することはできないのかとの問いに、20ミリは5市の中で一番高いが、13ミリだと別である。水道事業を經營している各事業体ごとに、水道事業の給水人口や施設の規模を見て料金設定をしている。また、公営企業会計の未処分利益剰余金は、一般企業のもうけとは違い、利益の概念が違うことを理解していただきたい。未処分利益の使い道は減債、いわゆる起債の償還や、今後更新していく上水道の建設費に積み立てさせていただくもので、この利益をもって水道料金に還元するという考え方は持ち合わせていないとの答弁でした。

他の委員より、耐震化率について、前年度が何%で、今年度は何%になったのか、伸び率はこの問いに、耐震化は、28年度末が18.47%、29年度末が20.49%となり、2.02ポイント上昇しているとの答弁でした。

続きまして、採決の結果について申し上げます。

議案第60号 平成29年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、挙手多数により原案可決。

認定第1号 平成29年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、挙手多数により原案認定。

認定第2号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、挙手多数により原案認定。

認定第3号 平成29年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について、挙手全員により原案認定。

認定第4号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、挙手多数により原案認定。

認定第5号 平成29年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、挙手全員により原案認定。

認定第6号 平成29年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、挙手多数により原案認定。

認定第7号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、挙手多数

により原案認定。

認定第8号 平成29年度高浜市水道事業会計決算認定について、挙手多数により原案認定。

以上が審査過程の概要と採決の結果であります。

なお、審査の詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、御参照ください。

以上で報告を終わります。

[決算特別委員長 神谷直子 降壇]

○議長（鈴木勝彦） ただいまの決算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

12番、内藤とし子議員。

[12番 内藤とし子 登壇]

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、議案第61号、62号、63号、65号について反対討論をいたします。

議案第61号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

本議案は、高浜市ものづくり工房あかおにどんやIT工房くりっくを高浜市地域交流施設に移転するとともに、料金体系の見直しをするものです。高浜小学校複合化の名のもとに、小学校に介護予防拠点施設を移転するというものですが、一般の市民が入ってくることからセキュリティ面の心配があるわけです。監視カメラがさまざま手法を用いて、子供の安全性を保っていききたいとの答弁や、市民の方が大勢見えるが、その方たちが危害を加えるとは想定もしていないし、悪意のある方は今の学校では防ぎようがないとも言われました。教育長はあけっ放しで十分に安全が確保できるという事例を数多く聞いていますので、高浜市もそうなってほしいと言われました。しかし、教育長も最初はきちっとシャッターとかで遮断しておった事例を言われたとおり、最初からあけっ放しというのはどうなのでしょう。何かあったらと懸念が消えませんので、賛成することはできません。

議案第62号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

本議案は、公の施設として新たに高浜市地域交流施設を設置するためのものです。地域交流施設は、学校に市民が入り込むとセキュリティの面でどうなのかと、学校建設計画の当初から心配の声がありました。市民の方が大勢見えても危険性はないと言いながら、監視カメラを設置すると答弁されました。

さらに、委員会で、あかおにどんと図工室を隣り合わせにしたのは、両方の部屋を使う場合に便利のように考えたと話がありました。2016年に視察研修させていただいた埼玉県の吉川市立美南小学校は、1階は市民が入れる場所として、公民館、学童保育、工作室、ものづくりをする部

屋、体育館などがありました。2階以上は生徒・児童の場所ということで分けがされてきました。あちこちに分散されていた施設を1カ所にまとめることは、駐車場等、今後新たな問題が出る懸念もあり、賛成できません。

議案第63号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の制定について。

本議案は、大山公民館の公民館機能を高浜市地域交流施設に移転し、同公民館を大山会館として存置するためのものです。公民館、生涯学習施設を減らすことになるのだが、どこが運営するのか決まっていないうちに、設置及び管理に関する条例を制定してもよいのかと質問すると、地域に譲渡したいと考えているが、数十万円の費用の点で乖離があり、まだ譲渡先は決定していないが、平成30年度中には譲渡先を決めたいと考えているとの答弁でした。

大山公民館の公民館機能を地域交流施設に移転するかの話であります。高浜小学校の地域交流施設だけで公民館施設を賄うことは難しいと考えますし、大山公民館があっても困らないと考えます。大山公民館もなくすことに賛成する人は、財政的な問題を言うならば、高浜小学校の財政的な問題を言われると思いますが、高浜小学校の複合化とPFI建設を言うべきであって、埼玉県の吉川市立美南小学校は、学校建設費は直営で、用地費別で約23億円です。室内運動場も併設、公民館や学童保育の部屋は3部屋、高齢者ふれあい広場なども複合化でつくられていました。また、プールも屋上に設置してありました。それと比べれば、高浜小学校の建設計画は倍も費用がかかっているではありませんか。大山公民館を譲渡する費用と比べれば、現在でも高浜市総合サービスに委託しているのだからして、問題は少ないと考えます。

議案第65号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

基準の一部改正に伴い、本市における家庭的保育事業などの設備及び運営に関する基準の緩和を行うためのものです。代替保育の提供に係る連携協力を行うものを適切に確保することをもって、これにかえることができるとありますが、家庭的保育事業は少人数で運営しており、緩和していくと子供との関係が壊れたり、難しくなったりすると考え、賛成できません。

議案第64号については、委員会では反対しましたが、この本案には賛成をいたします。

以上です。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、11番、神谷直子議員。

〔11番 神谷直子 登壇〕

○11番（神谷直子） 議長のお許しをいただきましたので、議案第61号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第64号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、議案第65号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論いたします。

まず、議案第61号ですが、高浜小学校等整備事業の実施に伴い、高浜市ものづくり工房あかおにどん及び高浜市IT工房くりっくを高浜市地域交流施設に移転するとともに、IT工房の料金体系の見直しを行うためのものです。ものづくり工房あかおにどんやIT工房くりっくが地域交流施設に移転されることにより、地域との交流や触れ合いの中で、子供たちに社会性が育まれることが期待されます。セキュリティについても、設計の段階から十分に練られたものであります。あかおにどんやくりっくからは、子供たちの利用がふえ、ものづくりやパソコンに興味を持ってもらえるのではないかと、学校側からも、プログラム教育が始まる中、地域の力を借りることができるのではと、まさに施設複合化のメリットが見込まれます。

続いて、議案第64号ですが、高浜芳川緑地多目的広場における多目的広場2の使用及び高浜小学校の図工室の目的外使用に係る使用料を定める等のためです。高浜芳川緑地多目的広場の多目的広場2の開設に伴い、市民の利便性がふえました。小学校の図工室利用については、先ほど述べましたように、地域との交流や触れ合いの中で、子供たちの社会性が育まれることが期待されます。セキュリティにつきましても、先ほど述べましたように、設計の段階から十分に練られたものであります。また、市民の皆さんが気軽に占有できる料金体系です。

続いて、議案第65号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本市における家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の緩和を行うための議案です。現在、高浜市でも待機児童がいる中、家庭的保育のさらなる拡充が求められます。この変更により、利用者も安心して利用できます。また、事業者も参入しやすくなり、保育事業のさらなる弾力的な運用が見込めると期待できます。

以上、これらは必要な議案と認め、賛成とさせていただきます。

〔11番 神谷直子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 討論の途中でありますけれども、ここで暫時休憩いたします。再開は13時。
午前11時49分休憩

午後1時00分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き討論を再開いたします。

次に、9番、杉浦辰夫議員。

〔9番 杉浦辰夫 登壇〕

○9番（杉浦辰夫） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、議案第62号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について及び議案第63号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の制定について、以上2議案に対して一括で賛成の立場で討論させていただきます。

高浜小学校等整備事業は、公共施設のあり方のモデルとして、学校を核とした施設の複合化・

集約化により、子供からお年寄りまで多様な住民が集う地域コミュニティの拠点、地域ぐるみで学びや文化、生きがづくり、子育て、子育て等を支える環境の創出を目指して進められているものであります。

議案第62号は、施設の整備から運営へ、まさにモデル事業の実践段階の第一歩を踏み出すものであり、かつ第6次総合計画に掲げる将来都市像「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」の具現化にもつながるものであります。また、高浜市地域交流施設の供用開始に伴い、大山公民館の機能は地域交流施設へ移転することとなりますが、議案第63号は、大山公民館を大山会館に名称を変更して運営を持続することを意図するものではなく、大山公民館の建物について譲渡の希望を春日町内会と協議中であり、協議がまとまるまでの間、暫定的に存置するために制定されるものであります。

両議案とも、高浜市公共施設総合管理計画や公共施設推進プランにのっとり、計画的に進められているものであり、今を生きる私たちが人口構造の変化や財政見通しを踏まえ、将来の世代のために着実に公共施設の再編を推進していくことが不可欠であると考えことから、2議案に対して賛成をいたします。

〔9番 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、反対討論を行います。

議案第66号、一般会計の補正予算。

本議案は、8款土木費、工事請負費、公園等整備工事費224万6,000円計上されており、遊具の点検や壊れた箇所を直す費用が計上されています。また、10款教育費、小学校維持管理費、小学校照明器具のLED化費用や特別支援教室改修工事費などが計上されているのは賛成しますが、4款衛生費、地域医療振興事業2億1,467万円、豊田会補助金として豊田会に病院の移転新築補助金を2億円、利子補給金1,467万円を補助するもので、これは、前倒しで資金援助をするというもので、賛成できません。以前から日本共産党は主張していますが、これまでの高浜分院の北棟を建てかえる場合には、20億円補助金を出す契約をしていますが、移転新築する場合はどこにも書かれていません。さらに、これまで刈谷豊田総合病院高浜分院へ約30億円もの財政援助をしてきました。一民間病院へ破格の財政援助をしています。また、高浜市の一等地とも言えるところへ病院を移転し、土地もこれまで中央公民館として利用していたころには地主さんから借りていたものを買って市のものにした上で、5年間は無償貸与するとしています。余りにも至れり尽くせり、豊田会べったりなありよう賛成はできません。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、11番、神谷直子議員。

[11番 神谷直子 登壇]

○11番（神谷直子） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表いたしまして、議案第66号 平成30年度高浜市一般会計補正予算を賛成の立場で討論いたします。

4款衛生費、地域医療振興事業について、高浜市と医療法人豊田会では、刈谷豊田総合病院高浜分院の移転新築及び運営等に関する協定書が結ばれています。この協定書は、西三河南部西医療圏の医療の充実を図るとともに、高浜市における医療と介護の連携拠点としての機能、在宅復帰に向けた回復機能及び在宅医療の支援機能等の役割を担い、地域住民の保健福祉の増進に資することを目的に結ばれました。財政支援として、移転新築費補助金20億円、利子補給補助金が定められています。本年度から新築建設のための建築費の支払いが発生し、金融機関から借り入れを起こすに当たり、資金計画上、補助金の前倒しを打診されておりました。なお、支払い条件については、協議の上と定められています。

高浜市民にとり日々の安全・安心、健康を確保し、医療や介護予防だけでなく、福祉サービスを提供できる地域の仕組みを守るため、大切な役割を担う病院です。新しい病院は、2019年7月より、医療法人豊田会高浜豊田病院になり、現在の機能が拡充されます。高齢化が進む中、医療と介護の連携がますます求められ、その核となり得る医療法人豊田会に対する移転新築費補助金の前倒しは、地域医療の安定につながると考えます。よって、この議案第66号は必要な議案と認め、賛成とさせていただきます。

[11番 神谷直子 降壇]

○議長（鈴木勝彦） 次に、12番、内藤とし子議員。

[12番 内藤とし子 登壇]

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、通告に従って、日本共産党を代表して反対討論を行います。

認定第1号 平成29年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について。

本決算は、歳入決算額146億9,052万7,940円、歳出決算額140億6,178万168円で、実質収支額は6億2,413万7,772円の黒字となっています。

歳入では、高浜市の財政は、主なものとしては、固定資産税、個人市民税、法人市民税、都市計画税によって成り立っています。以前、市民税、法人市民税は減税していた時期もありましたが、今は個人市民税は減税はなしで、法人市民税は引き下げたままです。さらに、消費税を引き上げた財源で子供の費用を賄おうとしていることや、医療、介護など、社会保障の面ではどんどん切り下げられています。この不公平を是正するために、資本金10億円以上の法人に不均一超過課税を実施すべきです。都市計画税については、7億7,000万円を計上していますが、固定資産税39億2,563万7,422円と合わせると、47億円にも上り、市民の大きな負担になっています。過重な固定資産税の税負担を軽減するためにも、都市計画税の引き下げを求めます。

次に、歳出、2款総務費、リニア中央エクスプレス建設促進期成同盟会負担金6,000円が出ています。これは、赤字が必至の無駄な大型開発であり、これらを進める期成同盟に加盟しているということは、協力するということでもあります。これら大型開発事業は、財政破綻の要因であり、直ちに中止すべきです。さらに、県知事の大村氏が同盟会会長で、この事業は環境破壊、莫大な国民負担、電力浪費の上にゼネコン巨額談合事件もありました。3兆円もの公的資金が投入されている国策事業であるにもかかわらず、私企業だからということで談合問題では情報を漏らしていないJRの隠蔽体質も問題です。住民は、JRに対してストップ・リニア訴訟を起こしていますが、こんな問題だらけの事業に期成同盟会の負担金を出すのは反対です。

広報広聴活動費では、発行部数も全世帯に発行していません。理事さんのところでいつも5部から8部ぐらい余っているとのことです。全戸にきちんと配るべきです。

企画費で、たかはま未来カフェを開催、18万2,952円、参加市民23人、あとは職員が26人。これは市民の声を聞くということで開催されたと考えますが、これでは本当の市民の声を聞くことにならないと考え、もっと工夫すべきと指摘しておきます。

窓口業務では、徴税業務や窓口業務など、市役所の基本的業務を高浜市総合サービスに委託していますが、市民のプライバシーにかかわる業務を民間への業務請負を認めることになり、認めることはできません。

商工会の又貸し問題について、住民監査請求で合議不成立で裁判になりましたが、裁判の5日目に、市は商工会に課税しています。この際、弁護士費用を当初40万円で契約したものを10万8,000円に契約し直しています。これは、提訴される前に固定資産税等を課税すれば、この契約金は必要なかったもので、無駄遣いであります。

4款衛生費、地域医療振興事業で3億772万5,093円計上されています。これは、病院用地ということで、土地を市が買って豊田会に貸し出すと言いますが、5年間は無償貸与、その後は3分の2を軽減、病院建設にも20億円財政支援する。経営面でも3億円の財政支援をする。豊田会に至れり尽くせりではありませんか。昨年、病院建設に当たっては、自主自立で豊田会に運営してもらおうと言っていたのにもかかわらずです。やはり、最初、豊田会と契約を交わしたとき、日本共産党が、民間と契約するときには、契約は守ってもらえないことがあると指摘しましたが、本当でした。

環境保全推進費、高浜市エコハウス事業1,229万3,070円、商工会に部屋として貸し出すとしていますが、商工会は年間家賃57万円で、貸出費用は元も取れないままです。

物件移転補償費5,270万6,606円、係争中ということで答弁はいただけませんでした。商工会は中央公民館が老朽化したという名目で解体したということは、この費用はどのみち中央公民館が解体するついでに壊されたもので、商工会に払わせるべきものです。また、係争中の案件が3件もあります。こんな自治体は余りないのではないのでしょうか。

10款教育費、学力テストを実施しています。点数で教育に差をつけるやり方を中止すべきです。

また、小・中学校維持管理事業で、高取小、港小、翼小など、校長室、職員室、給食室、配膳室等空調機の更新事業が計上されています。子供たちの普通教室に設置されていないことが問題です。一般質問では交付金がついたら設置をしろと言われましたが、つかなかったらどうするのか、起債を起こしてでも子供の命を守るために少しでも早く設置する考えがないということかと問いましたが、公共施設の計画があると言われました。子供の命とどっちが大切なのか。市長は子供の命優先ではないのか。引き続き、エアコン設置に向けて頑張ります。

認定第2号 平成29年度国民健康保険事業特別会計決算認定について。

国民健康保険証の短期保険証の方が、平成28年、592件が、平成29年、445件で、おおむね約1割近い世帯が短期保険証を受けています。その主な要因は、低所得者の増加で、制度そのものが存続の危機に直面しており、広域化での県の運営によって乗り切ろうとしています。国が健康保険の国庫負担を引き下げたことにあることは明らかであります。国庫負担率を以前の約50%に引き上げるよう取り組むことが重要で、県も以前は300億円のお金を県下に補助をしていたことから、復活させるよう働きかける必要があります。

あわせて、繰入金を増額して国保税の引き下げに取り組むよう強く求めます。

認定第4号 平成29年度公共下水道事業決算認定について。

累計整備面積は、平成29年度末で全体計画面積890ヘクタールのうち、508.9ヘクタールを整備しました。今年度並みの整備状況で進めるとまだ30年かかると答弁がありましたが、一刻も早く水の浄化など実現しなくてはなりません。また、高浜市の下水道計画は、流域下水道中心の計画になっていますが、この整備計画は費用がかかることから、環境対策の面からも、下水の浄化は技術的にも改善が進んでいる合併浄化槽を含め、経済的にも時間的にも有利な下水道方式の検討を含めた抜本的な見直しが求められます。

さらに、下水道整備地域の接続率が速やかに向上しない原因は、低所得者や高齢者世帯などの経済的な理由が考えられますが、こうした世帯に対する接続工事費の補助制度など、接続を促進する施策が求められることを指摘します。

認定第6号 平成29年度介護保険決算認定について。

介護保険は、普通徴収の滞納者が平成29年度、211人の方がおられます。滞納額も3年間で700万円から800万円、平成29年度が783万2,114円になっています。これは、少ない年金受給者に高い保険料を負担させている結果であります。その対策として、非課税世帯の低所得者に対する減免制度の創設を求めます。また、平成30年度からの第7期介護保険料設定に当たり、県下でトップクラスの保険料に決めてしまいましたが、基金を活用し、上乘せ、横出し施策を、市の福祉施策で行えば引き下げも可能で、実施すべきであったことを指摘しておきます。

所得の多い人の保険料の値上げ、さらに要支援1・2を介護サービスから外したことなど、所

得の多い人といっても、御主人が施設に入っていた場合、奥様は県営住宅に入っていたとしても、生活ができないほどです。国民年金受給者は最初から施設に入れないと話し合っているくらいです。保険あって介護なしと言われるゆえんです。国庫負担は25%というのが最初の介護保険制度の説明でしたが、平成29年度は20%と調整交付金が3.55%で、23.55%で25%ありません。そのために自己負担が減らないことを指摘しておきます。

認定第7号 平成29年度後期高齢者医療決算認定について。

本案は、75歳以上を対象とするどこの国にも例がない差別医療制度で、2年ごとに天井知らずに保険料が上がるという制度です。高浜市短期保険証1件、高額療養費未申請人数78人、高額療養費未申請金額27万8,960円が発生しています。滞納は年金から天引きできない低所得者層で発生していると見られます。

また、高額療養費の請求漏れの世帯に対する申請の勧奨、医療機関の窓口に表示すれば、高額療養費の申請をしなくても、限度額まで支払えば済む標準負担額減額認定証の交付勧奨をすべきと指摘しておきます。

認定第8号 平成29年度水道事業会計決算認定について。

本市の水道は、県水に100%依存して運営している関係から、県水の単価が水道料金に直接影響を受ける環境に置かれています。したがって、県企業庁が豊川上流部に設楽ダムを総貯水量9,800万立方メートル、総事業費3,000億円以上の費用を投入しようとしています。この開発費が将来県水の単価に跳ね返ってくることは必至です。水道料金の値上げを阻止するためにも、国や愛知県が推進する無駄なダム建設を中止させるよう、関係機関に強力に働きかけるべきであることを指摘します。

なお、設楽ダム計画は、計画から50年以上たち、水は足りていますし、洪水対策にも役立ちません。さらに、設楽ダム建設計画地は、絶滅危惧種のクマタカや国の天然記念物ネコギギの生息地を奪い、アマゴやアユ釣りで有名な清流、寒狭川を壊します。建設予定地は地質・地盤条件が特に悪い場所であり、1960年代初めに電源開発が調査に入ってからすぐに撤退した同じ場所です。こんな場所にダムをつくって、ダムに水がたまれば、地滑り、液状化、地下水汚染や漏水のおそれがあります。こんな土地にダムをつくるなど必要もなく、環境を破壊し、流域住民に危険を押しつけることは許されません。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、4番、浅岡保夫議員。

〔4番 浅岡保夫 登壇〕

○4番（浅岡保夫） 議長のお許しをいただきましたので、認定第1号、第2号、第4号と、第6号から第8号まで、市政クラブを代表しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成29年度は、第6次高浜市総合計画中期基本計画の最終の年であり、しっかりと総括をして、

次の後期基本計画に向かっていくためには大切な、そして重要な年でした。

それでは、個別の決算認定について述べたいと思います。

最初に、認定第1号 平成29年度高浜市一般会計歳入歳出決算では、歳入決算額が146億9,052万7,940円に対し、歳出決算額140億6,178万9,168円となっております。前年度と比較して、歳入においては2.4%の減少、歳出においては1.0%減少となっております。差し引き金額は6億2,873万8,772円となり、翌年度繰越財源充当額460万1,000円を差し引いた実質収支額は6億2,413万7,772円でした。

では、歳入について主なものは、まず個人市民税ですが、平成28年度と比較し、約9,000万円の増となっております。これは、納税義務者1人当たりの所得が増加したことによるものと考えます。

次に、固定資産税ですが、28年度と比較し、約6,800万円の増となっております。増額の主な理由は、開発等により宅地がふえたことによるものです。

次に、都市計画税ですが、28年度と比較し、約710万円増となっております。増の理由といたしましては、固定資産税と同様になっております。

市税の平成29年度決算の特徴としましては、法人市民税の大幅な減額により、28年度と比較しますと約6億5,000万円の減額となっておりますが、28年度は特別な理由による増額でありましたので、過去の決算額と比較しても平均決算額以上となっております。

次に、歳出面について、主な事業について述べたいと思います。

高浜中学校外壁等改修工事に約5,330万円、また南中の屋内運動場防災機能強化工事に約5,580万円、また平成31年4月開園予定の（仮称）たかとりこども園開園に向けて取り組まれた保育園管理運営事業などを行われたことは、高浜市の将来を担う幼児、児童、生徒さんたちのためにも非常によいことであり、評価したいと思います。

先ほどリニアの問題のことを討論されていたかと思いますが、リニアの問題はこの愛知県の発展には非常に重要な問題と考えております。

また、豊田会ではありますが、病院は住民には必要であります。その意味でも、しっかりと豊田会に頑張っていただきたいと思っております。これは個人的な意見であります。

先ほど、また学力テストについて述べておられましたけれども、テストというのは、その生徒さんに合った授業を行うためには非常に重要なツールであります。よって、学力テストそのものを全部否定するということでは当たらないと思います。

次に、認定第2号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計において、加入世帯数、加入数、加入率のいずれも減少傾向にあります。加入率が17%ということではありますが、この原因が社会保険に移っているのではないかとされており、また全国的に減少傾向にあるということでもあります。加入世帯数及び加入数の減に伴い、現年度課税分調定額及び収納額が減少しています

が、収納率は向上しております。

この国保について非常に重要な点では、この平成30年度、決算は29年度ですが、平成30年度からの広域化に向けて、都道府県単位を資格異動情報等を集約し連携するためのシステム整備を行っております。このため、広域化によることにより、いわゆる愛知県で皆さんの保険を頑張っているということになります。

また、平成26年度に策定したデータヘルス計画の計画期間の終了に伴って、引き続き効果的かつ効率的な保健事業の実施及び評価を行うため、第2期のデータヘルス計画をつくり、住民の健康に留意をしていることは、十分に評価できると思います。

次に、認定第4号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計において、神明町六丁目、七丁目、本郷町二丁目、六丁目地内の工事に着手し、12.4ヘクタールの整備が完了し、累計整備面積が平成29年度末で下水道全体計画面積890ヘクタールのうち、508.9ヘクタールの整備が完了し、下水道整備率は前年度より1.4%増の57.2%、下水道普及率は前年度より1.2%増の60.9%、水洗化率は80.7%となりました。

下水道使用料は、下水道への接続増加により、対象有収水量が前年度より7.4%増の258万809立方メートルで、使用料も前年度より9.3%増の3億4,297万4,290円となっております。

下水道については、少しずつ着実に整備が進んでおります。このまましっかりと進めていくことによって、高浜の下水道がちゃんと整備されていくと思いますので、その点を評価したいと思います。

次に、認定第6号 平成29年度高浜市介護保険特別会計では、平成29年度末の第1号被保険者数が9,041人、前年度が8,937人で、前年度比104人、すなわち1.2%増となっており、要介護（要支援）の認定者数については1,466人、前年度1,444人で、前年度比22人、すなわち1.5%増、また第1号被保険者に対する65歳以上の認定者数の割合は、認定率15.7%となっております。

この事業は介護保険であります。すなわち、介護が必要になったときに非常にありがたい保険というものであります。ですから、上乘せ、横出しというのは、利用者にとっては非常にありがたい制度であります。ぜひともこのまま市としては続けていただきたいと思います。

また、今回、事業の活動成果として、吉浜まちづくり協議会のいきがいグループがお互いじゃんネットを立ち上げ、生活支援サービスを始めたことは評価できると思います。

次に、認定第7号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療被保険者の平成30年3月31日現在の状況は、1割負担者が4,370人、3割負担者が404人の、合計4,774人でありました。後期高齢者医療保険料については、特別徴収保険料と普通徴収保険料の現年度分及び滞納繰越分の調定額合計は3億9,328万100円で、収納済額は3億9,038万4,400円となり、還付未済額の35万9,700円を除いた収納率は99.2%となっております。これからは、高齢者の方が非常に増加していく年代となってくるとお考えいただけますので、このままこういう施策はしっかりと頑

張っていただきたいと思います。

最後に、認定第8号 平成29年度高浜市水道事業会計ですが、平成29年度は給水人口、給水栓数は増加し、有収水量も前年度に比べて、少しではありますが増加し、給水収益も増加し、また水道事業費用の抑制にも努められた結果、収支差し引き1億2,336万4,351円の当期純利益を得ることができ、決算状況は良好な状況が保たれていると考えています。

また、建設改良事業といたしまして、新規需要に対応するための配水管網等整備工事を初め、災害等の断水時に対応できる加圧給水車を購入するとともに、重要給水施設配水管布設がえ工事、下水道整備工事に伴う配水管移設工事における耐震管への布設がえ、高浜・吉浜配水場の制御盤等の電気設備改修工事等老朽施設の更新を図り、飲料水の安定供給に努められたと思います。

今回、北海道の地震が起きましたように、いつ何どきこういったライフラインがだめになるかということもありますので、このように老朽施設の更新を図られているということは、非常に重要なことであると思っております。

水道事業を取り巻く環境は変化してきており、災害への対応を含め、安定して安心しておいしく飲める水の供給が、将来にわたって持続されることを期待しております。

最後に、厳しい財政状況にある本市において、公共施設の老朽化対策を進めるべく、公共施設総合管理計画が実行段階に入っており、今後10年間、小・中学校の大規模改修等が集中する時期が到来し、大きな財政需要に立ち向かうこととなると思います。また、高齢化の進展に伴い、扶助費を初めとする社会保障費の大幅な増加が見込まれ、財政運営にさらなる影響を及ぼすことが十分に予想されます。これまで経験したことのない財政運営の転換期を迎えている本市のあつては、職員一人一人が強い自覚を持って、創意工夫により組織の英知を結集し、持続可能な自立した基礎自治体を目指して、高浜市を未来につなげることができるよう努力されていることと思いますが、なお一層の努力をお願いして、以上をもちまして、認定第1号から第2号、第4号と第6号から第8号までの賛成討論といたします。

〔4番 浅岡保夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、2件の陳情について、日本共産党を代表して賛成討論いたします。

陳情第9号 小中学校の全教室にエアコンの設置を求める陳情。

この署名は、猛暑とも酷暑とも言われることしの暑さの中で、父母たちが思い余って、約1カ月余りで子供の命と健康を守るために署名を集めたもので、代表者は、高浜市二池町の神谷千寿子さんです。高温で湿度の高い教室では、体調を悪くしたり、熱中症になる確率が高くなることが心配されます。食欲も落ちてしまいます。アトピーのある子は、汗でかきむしったりして、下

着に血がにじんだりします。

文科省の学校環境衛生基準の一部改正で、望ましい教室温度の基準を、ことし4月2日、17度以上28度以下に見直すと通知しました。子供を取り巻く気象環境の変化でエアコン設置が全国に広がっていますし、家庭でも9割の家庭がエアコン設置がされていると言われます。文科省の調査でも、平成29年度における普通教室のエアコン設置率は49.6%、西三河では、みよし市は設置完了、刈谷市ではことし完了予定、豊田市は1年生男子が熱射病で痛ましい事故が発生したことから、前倒しを決めました。岡崎市、安城市、西尾市、碧南市、幸田町など、ぞくぞくと新聞紙上で発表しました。高浜市でもぜひ設置して、そして一刻も早い設置を望む父母の願いを実現してほしいという署名です。

各会派からエアコンの設置をしてという要望書も出されているとお聞きしています。全会派の皆さんの賛同をもって採択をお願いしまして、賛成討論といたします。

陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情。

代表者は、高浜市向山町の古鷹幹子さん外2団体が代表です。

愛知県においては、国の就学支援金の加算分を活用することで、授業料については、高ランクが実質無償化され、乙の1ランクは3分の2、乙の2ランクは2分の1が助成されるようになりました。しかし、私学の初年度納付金は約64万円を超えているのに、公立高校では、年収910万円までは無償で、それ以上の所得層でも年間12万円の負担で済み、入学金も含め、大きな公私格差が残っています。全ての子供が親の所得にかかわらず、ひとしく教育を受ける権利を保障するために、父母負担の公私格差をなくし、教育の公平を図ることは、これから高校選択を考える全ての子供たちとその父母、そして地域を支える市民にとって切実な願いです。

さらに、碧海5市のうち、高浜市と人口の近い知立市では、人口6万5,000人で、平成29年度の私学助成は442件、569万4,000円ですが、高浜市は人口4万8,000人で75件、117万8,550円です。これでは、十分私学助成に力を入れているとは言えません。

さらに、マスコミでも報じられましたが、高校の授業料について無償化の方向は世界の流れです。しかし、OECDで調査すると、ここ2年連続して日本の教育費は最下位です。国際人権規約は、高校や大学の教育を無償にすると定めており、欧米のほとんどの国では高校の学費はなく、大学も多くの国で徴収していません。このような流れの中で、国・県、それにあわせて市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情に対して、賛成して討論といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので、陳情第12号 私立高校生の父母負担

を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情について、市政クラブを代表し、反対の立場で討論させていただきます。

私立の高校に子供を通わせる親の気持ちを考えれば、就学中にかかる費用、特に授業料が高いということに対して、家庭の財政事情を考えれば、少しでも学費が安くないものかと思うのは当たり前で、また子供の人数がふえればそれなりに養育費もかかります。費用面を取り上げると、公立と私立を比較して、費用の差は約2倍から2.5倍はあると言われております。中には、子供ながらに家庭の事情を理解し、公立に進学しようと考え、受験して、残念ながら私立への進学になってしまう子供もいます。親の心境からすると大変ですが、頑張った子供を責めるわけにはいきませんし、私立なら行くなどは到底言えません。

もしかしたら、身の丈に合った学校を選べという考えの人もいるかもしれませんが、高校選択や大学選択は、子供からしたら、今後の人生を大きく左右する一つの岐路でもあり、またその学校の校風や学びたい授業内容は、教師のよさなど、学力だけでなく、さまざまなことを考え、子供たちは悩みながら受験をしております。そして、公立を受験する子供の中にも、少しでも高い壁に挑戦する気持ちを持って受験に挑む子もあります。それらを考えると、授業料の公私格差の是正を求める方々がみえるのは理解できます。

しかし、公立と私立では学校施設や設備、また力を入れている授業、部活など、高い授業料の分、大きく公立と差があります。そこは私立ゆえのメリットではないでしょうか。公立と私立ではそういった違いがあり、必ずしも教育条件、学習環境が同じであるとは言えず、条件的に公立がいいとは一概に言えないのが実情であり、本当に考えなければならないのは、授業料のみなのではないでしょうか。

また、私立の学校への補助金が一切行われていないわけではありません。愛知県でも一般補助金、教育条件向上推進費補助金、幼児教育充実推進費補助金といった経常費補助金、ほかに学校施設設備整備費補助金があります。そして、授業料軽減補助金、入学納付金補助金、定時制や通信制課程への貸付金、高等課程の専修学校や幼稚園への補助金、私立の教職員共済費や退職基金への補助金もあります。

基礎自治体に目を向けて見ますと、公立高校の無償化で、私立高校生へも同額の年額11万8,000円の就学支援金も始まり、市独自の授業料助成を廃止・削減する基礎自治体もあった中、高浜市では今でも補助上限額が2万4,000円という設定であります。近隣市と比べて、高浜市の支出しているトータルの金額が少ないと福祉文教委員会の中でも発言がありましたが、取り上げられた近隣各市の支給要件もあわせて伺いたいものです。全てが上限2万4,000円となっているのでしょうか。

また、私立へ進学される子供の人数や家庭の収入状況によっても、市が支出するトータルの金額は変わります。そういったこともしっかりと踏まえれば、それでも高浜市が近隣各市と比較し

て個別に対する補助が本当に少ないとは言えません。2019年度文部科学省概算要求を見ましても、2018年度と比べても経済的に就学困難な学生に対する授業料減免等の充実について137億円、前年に対しましてプラス7億円で計上されております。経常費助成費等補助もプラス31億円の1,052億円で計上されております。

長くなりましたが、子供たちのことを考えたら、表面的なことだけでなく、このような中央の動向も注視しながら、全体的に考えていく必要があると考えておりますので、この陳情第12号には反対とさせていただきます。御理解のほどよろしく願いいたします。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、8番、幸前信雄議員。

〔8番 幸前信雄 登壇〕

○8番（幸前信雄） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました陳情第13号平成31年度税制改正における自動車関係諸税の抜本見直しを求める陳情について、賛成の立場で討論させていただきます。

自動車については、取得時に自動車取得税、保有している間に自動車税、軽自動車の場合は軽自動車税とプラス自動車重量税、走行しているときには揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税とさまざまな税がかけられ、さらに揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税については、税の上に消費税がかけられる、不合理な課題が続いております。

自動車関係のこれらの税については、自動車が走行する道路を整備していく目的税の道路特定財源として徴収されてきましたが、今では一般財源化され、本来の課税根拠が失われているのが現状です。

自動車を保有するユーザーについても、地方では生活の足として複数台の自動車を保有する家庭が多く、公共交通機関の発達していない地方においてより多くの負担が各家庭に影響を与える結果となり、税負担の公平性の観点からも見直す必要があると考えております。

今回この時期に国に意見書の提出を求める理由は、消費税が8%から10%に引き上げが議論される平成31年度税制改正の議論の中で、自動車ユーザーの立場の声として、国に対して見直しの議論を求め、納得できる税にさせていただくものを訴えていくものであります。ぜひとも趣旨に御賛同いただき、国への意見書提出を実現させていただきたく、皆様の賛同をお願いして、私の賛成討論にかえさせていただきます。

〔8番 幸前信雄 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって、討論は終結いたしました。

暫時休憩いたします。再開は14時。

午後1時49分休憩

午後 2 時00分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより採決いたします。

議案第57号 高浜市情報公開条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 高浜市産業立地の促進に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 市道路線の認定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 平成29年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、公共施設あり方検討特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の制定について、公共施設あり方検討特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第4回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 平成30年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 平成30年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 平成30年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第73号 平成30年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。
次に、認定第1号 平成29年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第2号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第3号 平成29年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第4号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第5号 平成29年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第6号 平成29年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第7号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。
次に、認定第8号 平成29年度高浜市水道事業会計決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、認定第8号は原案のとおり認定されました。
次に、陳情第8号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は採択でありましたが、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、陳情第8号は採択とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

陳情第9号から陳情第12号までの審査の過程におきまして、趣旨採択という御意見がございましたので、採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、陳情第9号から陳情第12号までの採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしく願いいたします。

次に、陳情第9号 小中学校の全教室にエアコンの設置を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 起立なしであります。よって、陳情第9号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第10号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は過半数に至らずであります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長（鈴木勝彦） 起立なしであります。よって、陳情第10号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第11号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は過半数に至らずであります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長（鈴木勝彦） 起立なしであります。よって、陳情第11号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は過半数に至らずであります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第12号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第13号 平成31年度税制改正における自動車関係諸税の抜本見直しを求める陳情について、総務建設委員長の報告は採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求め

ます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、陳情第13号は採択とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第2 意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

9番、杉浦辰夫議員。

[9番 杉浦辰夫 登壇]

○9番（杉浦辰夫） 御指名をいただきましたので、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）につきまして、提案説明をさせていただきます。

なお、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いたします。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）。

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちをとりまく教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。さらに、小学校では新学習指導要領の移行期間が始まり、外国語教育については、授業内容や授業時数の増加により、子どもたちや学校現場の負担となることが懸念されている。

昨年度、文部科学省は、9年間で2万2,755人の教職員定数改善の考え方を示し、その初年度分として3,415人の定数改善を盛り込んだものの、少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、不十分なものであった。また、政府予算において、新学習指導要領の円滑な実施のための小学校専科指導の充実など、1,210人の加配措置による教職員定数改善が盛り込まれたものの、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、たいへん不満の残るものとなった。少人数学級は、保護者・県民からも一人ひとりの子どもにきめ細やかな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、

2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、貴職においては、平成31年度の政府予算編成にあたり、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日。高浜市議会。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

よろしく願いいたします。

〔9番 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、意見案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第3 意見案第2号 自動車関係諸税の抜本改革についての意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

9番、杉浦辰夫議員。

〔9番 杉浦辰夫 登壇〕

○9番（杉浦辰夫） 御指名をいただきましたので、自動車関係諸税の抜本改革についての意見書（案）につきまして、提案説明をさせていただきます。

なお、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

自動車関係諸税の抜本改革についての意見書（案）。

世界経済において米中の輸出品関税引き上げは、さながら貿易戦争に発展しつつあり、その影響は、我が国の自動車業界が最も打撃を受けることとなる。

自動車産業を取り巻く状況は、A I、I o Tなど新技術・情報化の中で大転換の時代を迎え、生き残りをかけたグローバル競争激化の中にあつて、国内市場は低迷を続け極めて厳しい状況にある。

そのような中、平成31年10月に消費税が10%への増税が実施される。過去の増税において若干の駆け込み需要もあつたが、自動車の販売台数は低迷の一途をたどっている状況である。

更に地方にとって必需品である自動車の増税は、国民負担増による国内市場の縮小・低迷に拍車をかけることにつながる。

そこで、自動車関係諸税の抜本改革を実現することが、裾野の広い自動車産業の活性化と日本経済の回復、地域における雇用の維持、税収の確保を通じた地方経済の持続的な成長、ユーザーである国民負担の軽減と移動の自由の確保に寄与するものと確信する。

以上により、平成31年度改正において、自動車関係諸税の抜本的な見直しを政府・与党におかれては以下を実行されるよう、強く要望する。

記

1 車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減。

- 1) 自動車重量税の当分の間税率を廃止すること。
- 2) 自動車税・軽自動車税（四輪車等・二輪車）の負担軽減措置を講ずること。
- 3) 環境性能割は、環境変化に鑑みた負担軽減措置を講ずること。

2019年4月以降期限切れを迎える各種税措置については、2019年10月までの間、延長すること。

2 燃料課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減。

- 1) 「当分の間として措置される税率」を廃止すること。
- 2) 複雑な燃料課税を簡素化すること。
- 3) タックス・オン・タックスを解消すること。

3 地方への代替財源の確保を前提とした自動車関連諸税の見直し措置を講ずること。

- 1) 自動車関連諸税の抜本の見直しに伴い減少する地方税収に配慮し、代替財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日。高浜市議会。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、

経済産業大臣、国土交通大臣であります。

よろしくお願いいたします。

〔9番 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第2号 自動車関係諸税の抜本改革についての意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、意見案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第4 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の報告についてを議題とし、各委員長の報告を求めます。

総務建設委員長、杉浦康憲議員。

〔総務建設委員長 杉浦康憲 登壇〕

○総務建設委員長（杉浦康憲） それでは、議長のお許しをいただきましたので、総務建設委員会の行政視察の報告をさせていただきます。

去る8月7日、高浜市議会総務建設委員会では、神奈川県逗子市、そして8月8日、群馬県桐生市へ視察に行きました。

神奈川県逗子市については、家庭ごみ処理の有料化についてを視察しました。家庭ごみ処理有料化については、最終処分場の延命化工事を平成23年から27年にかけて行ったが、ごみの減量化を進めないと、さらなる費用が発生するとの懸念から、行政内の議論が始まったとのことでした。

平成24年には逗子市廃棄物減量等推進審議会からの答申を受けて、パブリックコメント、市民説明会を開催し、平成27年10月から家庭ごみ処理有料化がスタートされたとのことでした。特に、ごみ問題に対する意識啓発や具体的な減量行動を促進するとともに、ごみの排出量に応じた受益者負担の公平性を確保する観点に重きを置き、しっかりと説明をするために、市民説明会の参加者は延べ6,129人、パブリックコメントは1カ月で意見総数36件とのことでした。

実施してからの状況は、燃焼ごみは約3割減、不燃ごみは約7割減ということで、現在もほぼ維持されているとのことでした。

家庭ごみ処理有料化の制度と仕組みとは、指定ゴミ袋を購入することで、ごみ処理手数料を支払っていることになる。対象は、燃焼ごみと不燃ごみで、再生可能な資源ごみは無料で収集するとのことでした。

有料袋の種類は5リットルから40リットルまで4種類で、価格はおのおの10枚で100円から800円と、高浜市に比べ割高ですが、近隣市で導入している藤沢市と鎌倉市を参考にしたとのことでした。

議会からの意見等はその質問に対して、議会からは、ごみ処理手数料の減免についての拡大をすべきが意見として出され、減免世帯が拡大され、1世帯につき20リットル袋120枚を無料配付しているとのことでした。

資源ごみ以外で有料化の対象とすることが適当ではない品目は、有料化後も無料で収集しているとのこと、紙おむつ、草、葉、植木ごみ、危険有害ごみ、ボランティア清掃ごみ等がそれに当たるとのことでした。

手数料の使途については、この有料化最大の目的はごみの減量化・資源化であることから、周知啓発等を目的としたごみ処理関連の事業に特定して運用している。使途については、市のごみ処理経費の現状などをあわせて公表しているとのことでした。

高浜市でもごみ袋の無償配付の中止を考えているようですが、手数料の使途やごみ処理全体にかかる費用等を市民にいかにお理解していただくのか、そしてその周知の仕方とそれにかかる時間を十分とっていくことが必要であると思われます。

8月8日、群馬県桐生市の議会改革の取り組みで、まちづくり討論会について視察しました。まちづくり討論会については、不定期にさまざまな団体で開催するもので、現在まで桐生市婦人団体連絡協議会、桐生大学生、桐生市立商業高等学校生と行ってきたとのことでした。

特定団体との個別討論会であるが、婦人会からは、人口減少問題や婦人会事業である婚活事業問題、女性ならではの子育て問題等のさまざまな話が聞けて、政策立案の種として活用ができる自信につながったとのことでした。

桐生大学生との討論会では、大学卒業後に市内就職を希望してもらうためには、そして桐生市のよいところや悪いところは、また政治や議会に興味を持ってもらうには等の質問を大学生に向けて発信し、今後の議会活動に生かせる意見をいただいたとのことでした。

また、高校生との討論会では、地場産業である織物産業、繊維事業者の後継者問題について意見交換ができ、この件では、桐生市議会経済建設委員会の所管事務調査に専門的知見として、地元繊維組合から意見聴取をし、桐生市の誇りである繊維産業を応援する条例を委員会提案し、5月定例会で議決したことに繋がったとのことでした。

視察を通して、桐生市議会の議会活動は、すばらしい取り組みの成果、そして評価とつながっていると思いました。どこの議会も同じとは言いませんが、議会活動は議員それぞれのモチベーションの差をどう埋めるかという課題と、市民との情報共有や政策立案的な部分やそのやり方や中身についてさまざまな支障があることから、いかに議会全体として価値観や政治家としてのやるべきことを見きわめることが最も重要で、高浜市議会でもその部分の話し合いが必要ではないかと感じました。

なお、天候不良と警報のため、千葉県松戸市にお願いしていた市民参加型防犯ネットワークについては、視察はとりやめとなりました。

以上で報告とさせていただきます。

[総務建設委員長 杉浦康憲 降壇]

○議長（鈴木勝彦） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、神谷利盛議員。

[福祉文教委員長 神谷利盛 登壇]

○福祉文教委員長（神谷利盛） では、議長の許可をいただきましたので、福祉文教委員会の視察報告をさせていただきます。

視察期間は、ことし7月17日から19日までの2泊3日、視察のメンバーは委員長として、私、神谷、副委員長の小野田委員、委員として、鈴木勝彦委員、黒川美克委員、浅岡保夫委員、神谷直子委員、内藤とし子委員、事務局から神谷直子さんに同行していただきました。

視察先は3カ所、富山県富山市まちなか総合ケアセンター、それから石川県輪島市の輪島カブーレ、石川県金沢市のシェア金沢でございます。

では、おのおのの施設について、簡単に説明をさせていただきます。

まず初めに、富山県富山市のまちなか総合ケアセンター。視察の背景としまして、富山市は人口が郊外へ流出しているものの、コンパクトシティのそれなりの成功例としてしばしばいろんなマスコミなどで紹介されているまちです。人口が約42万人の地方都市であります。平成29年4月より、市の中心地に富山市まちなか総合ケアセンターが供用開始されました。コンパクトシティにおけるまちの中心部への人を集める仕組み、あるいは独自の福祉事業について視察させていただきました。

次に、石川県輪島市、輪島カブーレについて説明させていただきます。

輪島市は、金沢より車で約2時間の距離にあります。人口は約2万8,000人、高齢者の比率が高く、人口減少が続いている地方都市であります。

この施設は、社会福祉法人佛子園が運営している施設で、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援事業を核として、まちとこの輪島カブーレとが協力してまちづくりに取り組んでいるという

こととございます。

この施設は、説明要員がついていただけるんですが、有償での視察になりました。

これは、2018年4月18日にグランドオープンしたということで、私たちが行ったのは、まさにできたてほやほやで、まだできてから3カ月しかたっていない施設です。驚いたことに、この3カ月の間に観光客とか、工事関係者とか、あるいは視察者等が全部で約7,000人もこの施設に見学に来てると、訪れているという言い方をしていましたけれども、ということが驚きであります。さらに、3年後には、月3万人の訪問を目標としているということでありました。

石川県輪島市というのは、朝市が有名なところでして、朝市自身が年間調べますと70万人から100万人ほどの来場者があるそうですけれども、そのうちの半分をこの施設に見学等で呼び込むという壮大な計画がありました。

施設全体は約500メートル掛ける500メートルぐらいのエリアの中に、ここは点在している施設で、サービスつき高齢者住宅なども併設しているところで、特に空き家を現代風に改装して、こうした高齢者施設をつくっているというふうな特徴があります。

輪島カブーレのカブーレという聞きなれない名前なんですが、これはK A B U L E Tというアルファベットになりますけれども、輪島市の名産品で、何か漆が名産だそうですけれども、漆が肌につくとかぶれるからカブーレとか、物事に熱中する単位に使うかぶれという、何々かぶれと言いますよね、それをあわせてスペイン語風にアレンジしたということで、そういったネーミングも非常に魅力的な施設であります。

次に、石川県金沢市のシェア金沢というところに見学をさせていただきました。この施設は、2年前の介護保険サミットでこの施設の紹介があった関係で、機会があったら見学させていただきたいと言いました。

この施設は、従来とは違った、いわゆるごちゃまぜのコミュニティという運営形態をしています。こちらの施設の案内もやっぱりこれ有償で、しかも時間指定がされるということでしたが、日時がどうしても合わなかったために無償で、無償だから自由に見学してください、そのかわり案内はしませんよということでしたので、自由に見学させていただきました。

この組織は、さっき言いました輪島カブーレと同じ社会福祉法人佛子園によって運営されています。輪島カブーレとの大きな違いは、このエリアの中でおよそ300メートル掛ける200メートルぐらいのちょうど別荘の分譲地のような、そういう少し囲まれたエリアなんですけれども、そのエリアの中で高齢者とか学生、児童とが自由に交流できる仕組みになっています。それぞれがこのエリアの中に住居を構えるようにした。必然的にコミュニケーションが生まれる互助組織、同じように助け合う組織として機能しているというすばらしい仕組みがとれているところとございました。

自由見学ということもあって、事業の採算性とか問題点を質問できなかったんですが、福祉事

業団体としては、一つの目指すべき方向性が特に出ているように思われました。

場所的には、JR金沢駅から車で20分ぐらいの近いところで、そのかわり近くには住宅地がほとんどないという、簡素な田舎のようなところですが、こういった施設を運営するには絶好のロケーションになるのではないかと。そんなことも含めて、組織がうまく機能しているんじゃないかと思いました。

以上によって福祉文教委員会の視察報告をさせていただきます。どうもありがとうございます。

〔福祉文教委員長 神谷利盛 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。市長、挨拶。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

平成30年9月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る8月31日から本日28日までの29日間にわたり、私どものほうから提案をさせていただきました同意1件、議案17件及び認定8件につきまして、全案件とも原案のとおり御同意、御可決、あるいは御認定を賜り、報告1件につきましてもお聞き取りを賜りありがとうございました。御審議の過程でいただきました御意見・御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

議員の皆様には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） これをもって、平成30年9月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る8月31日から本日まで29日間、長期間にわたりまして、議員各位におかれましては終始御熱心に審議いただきまして、まことにありがとうございました。

本日、ここに、全ての全案件を議了いたしました。閉会の運びとなりましたことに対して厚くお礼申し上げます、閉会の御挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時43分閉会